

わが国世帯における消費税の負担水準

Effective Burdens of VAT by Japanese Households

2010年10月

一橋大学経済研究所世代間問題研究機構 特任教授 高山 憲之
三菱総合研究所政策・経済研究センター 主席研究員 白石 浩介

要 旨

消費税引き上げに際しての負担軽減策としては、①消費税における複数税率と、②所得税における給付つき税額控除、の2つが有力案となっているが、その具体的な制度設計のためには消費税負担の現状を正確に把握する必要がある。

わが国世帯における消費税負担額については、現行税率5%において年額で平均13万円程度であると、従来、考えられてきた。ただ、その水準には過少推計の恐れがある。そこで本研究では、従来推計に関する補正方法を案出し、新たに年額で平均18.6万円という推計結果を得た。年間収入が低い世帯における消費税負担額は、やや小さく、年額10万円程度である。負担軽減策の対象となるのは低所得世帯なので、この年額10万円程度が制度設計における基準となるだろう。

給付つき税額控除の制度においては、収入と世帯人数を基準として給付額の算定がなされるので、世帯員1人当たりの消費税負担額も把握しておく必要がある。本研究では、低所得世帯の1人当たり消費税負担額は平均で年額3~6万円程度であるという推計結果を得た。なお、子どもの有無により1人当たり消費税負担額が相違することはほとんどないことも判明した。

* 本研究は、一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センターが提供している『全国消費実態調査』（2004年）の秘匿処理済マイクロデータを用いて行った。総務省統計局および一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センターのご協力に対して心より厚くお礼申し上げます。

1. はじめに

1954年にフランスで創設され、1970年代から各国で導入が相次いだ付加価値税（VAT, Value-Added Tax）は、現在では世界140カ国以上で採用され、OECD諸国30カ国中ではアメリカを除く29カ国において基幹税として機能している¹。わが国では、1980年頃から抜本的税制改革における具体的な選択肢として検討が開始され、1989年に付加価値税の1タイプである消費税が税率3%で創設され、1997年には税率が2%引き上げられて5%²となり現在に至っている。周知の通り、現在のわが国では政府部門が多額の財政赤字を抱えており、財政再建が喫緊の課題となっているが、そのための切り札として期待されているのが、消費税の引き上げである。これは消費税が持つ税源力の大きさ、幅広い世代に負担を求める特性、民間の投資活動に対して抑制的に働かないといった諸点に期待してのことである³。去る2010年7月に実施された参院選挙において、消費増税が選挙争点として話題を集めたことは記憶に新しい。

消費税は中立性、簡索性には優れているが、収入が少ない世帯における税負担の程度が大きいという逆進的な構造にあり、租税原則のうち公平性に難点があるといわれる。租税および社会保障負担は、所得税、消費税、社会保険料を含めた全体として判断すべきものであり、消費税における逆進性をそれだけで問題視すべきではないが、国民各層における消費税に対する根強い反対感情の主たる原因は、消費税における逆進性である。この問題はわが国に固有ではなく、社会において付加価値税が目新しく、それまでの物品税における税率が財・サービスごと異なっていた欧州各国では、複数税率が広く普及した。しかし、複数税率はコンプライアンスコスト（徴税費用及び納税協力費用）の上昇をもたらし、そもそもの導入目的であった逆進性の解消には、それほど役立たなかったため⁴、1980年代以降に付加価値税を導入した諸外国では、単一税率としたところが多い⁵。

逆進性の問題はさておき、今後のわが国における消費税議論に際しては、ミクロレベルでの個人や家計による消費税の負担水準に関心が集まる可能性が高い。このことの第1の理由は、社会保障目的税を巡る議論である。医療、年金、介護といった社会保障負担を、現役世代のみならず引退世代に求める社会保障目的税では、消費増税が念頭に置かれているが、その制度設計に際しては、世代ごとの消費税負担に関する具体的な数値が参照されるであろう⁶。第2の理由は、所得税における給付つき税額控除の設計である。消費税の引き上げによる負担増の緩和策として、所得税における消失控除の仕組みを活用して、低所得者層を対象として、給付金もしくは税額控除を支給するのが給付つき税額控除であるが、その導入目的が消費増税に伴う負担増の緩和策であるならば、そもそも消費税において収

¹ OECD(2008)を参照

² うち1%は地方消費税であるが、本稿では簡略化して、5%すべてを「消費税」と呼ぶ

³ 渡辺（2006）を参照

⁴ 物税である消費税は購入者を選ばないので、消費税が逆進性の緩和に寄与するためには、収入の多寡により家計が購入する財・サービスの中身が異なる必要があるが、先進国ではそれ程の違いがない。

⁵ Ebrillほか(2001)を参照

⁶ 例えば、高山（2010）では、年金目的消費税に関する試算を行っている。

入階級や世帯類型別にいかなる税負担状況にあるかが把握されなければ、支給額の算定ができないだろう⁷。

本研究では、収入や年齢ほかの類型別世帯における消費税の負担水準に関して、総務省『平成16年全国消費実態調査』の匿名データを用いた推計を実施する。全国消費実態調査およびこれに類似する総務省『家計調査』を利用した消費税の負担水準の検討については、研究事例が多く、その基本的な推計方法は、世帯における費目別の消費支出を消費税の課税対象品と非課税品に区別した上で、課税品の消費支出額に5/105を乗じることにより消費税負担額を求めるというものである⁸。この推計方法における過少推計の可能性を指摘したのが、村澤・湯田・岩本（2004）である。家計調査および全国消費実態調査は、わが国世帯の家計簿を利用しているが、耐久消費財を中心とする購入頻度が小さい支出費目に関しては支出額が低めに推計され、これがSNA統計における民間消費支出との乖離を招いている⁹。そのため家計調査および全国消費実態調査に記載された費目別データを直接的に利用した消費税負担額の推計は、実際の負担額を下回っている。

村澤らは、費目別の消費支出に対応した消費税負担額については家計調査に依拠しつつ、総額については税務統計を用いることにより、税負担額の補正を実施しているが、この推計方法には若干の改善の余地があるように思われる。第1に、税務統計からは家計が負担する消費税が分からないという点である。消費税が想定する最終負担者は家計であるが、実際には政府消費、公共事業など政府部門が支出している消費税があり、あるいは非課税品の存在により消費者に転嫁されずに企業が負担している消費税の存在が予想される。家計による負担部分の分離は、税務統計が示す総額データからは容易には行うことはできない。そこで、第2に、家計調査における費目別支出額を、SNA統計における費目別支出額と照合しながら拡大補正した上で、消費税の負担水準を推計していく方法を案出したい。現在のわが国には、世帯における消費税の負担額について、比較的多くの研究事例があるものの、いずれもが過少推計の恐れがあり、その補正方法に関する検討が求められている。

本稿の構成は以下の通りである。続く、第2節では、全国消費実態調査における世帯データの補正方法について検討し、第3節では、新たに得た換算係数を用いて、類型別世帯における消費税負担額を推計する。第4節では、今次に用いた全国消費実態調査の匿名データにおける個票利用という特性を活かして、公刊統計では得ることが少ないクロス集計（収入階級と年齢階級のクロス集計など）を行い、その試算値を示す。第5節は、まとめである。

⁷ 給付付き税額控除と複数税率を比較した考察としては、白石・東（2010）を参照。

⁸ 橋本（2010）、八塩・長谷川（2008）は、この推計方法によって得た計数群を用いた研究を展開している。簡便法ながら、財務省、民間シンクタンクほかによる消費税負担額の推計方法も同じである。

⁹ 家計調査における特定の支出費目に偏りがあるという測定誤差の問題はよく知られている。宇南山（2009）、岩本・尾崎・前川（1995）を参照。

2. 世帯支出の補正方法

2. 1 補正方法の考え方

SNA統計における民間最終消費支出を全国の世帯数で除することにより、1世帯当たりの支出額を算出し、これと全国消費実態調査に基づく1世帯当たり消費支出を比較することから、SNAベースの支出に一致させるための換算係数を求めるというのが、本稿が提案する推計方法の基本的な考え方である。換算係数は費目別に細かい方が望ましいが、SNAベースの公表値において、細分化された支出データを得ることができるのは、内閣府「SNA産業連関表」における87部門別の家計消費額である¹⁰。そこで、全国消費実態調査における費目別支出額を87部門に分類した上で、これをSNA産業連関表データと比較することにより、87部門別の換算係数を得ることとした。

なお、SNA統計における民間最終消費が、家計調査が示す消費額を大きく上回るのは、SNA統計が、財・サービスの供給側の統計群を用いて消費支出を推計していくコモディティ・フロー法を採用しているからである。コモディティ・フロー法では、工業統計、機械統計、事業所・企業統計、農林水産統計など生産側からアプローチする統計資料から品目別の出荷額を得て、これに所要の改変を施すことにより、民間最終消費額を得る¹¹。これが支出側と供給側の差異の原因である。

2. 2 補正方法の具体的手順

(1) SNAベースの1世帯当たりの消費支出

SNA産業連関表における2004暦年の家計消費額（帰属家賃を除く）は、230.5兆円であり、これを2004年時点の国勢調査ベースの一般世帯数4,861万世帯¹²で除すると、1世帯あたりの年間消費額は4,743千円である。これを87部門別に得る。

(2) 全国消費実態調査における産業格付け

既述の通り、集計に用いたのは、総務省「平成16年（2004年）全国消費実態調査」の匿名データ（47,797件）である。単身世帯および2人以上世帯を合わせた総世帯ベース（国勢調査における一般世帯にほぼ一致）の費目別の1世帯あたりの支出額を算出し、これを年額換算する。また、全国消費実態調査の支出項目には、「こづかい（使途不明）」が存在しているが、全国消費実態調査の付帯調査である「個人的な収支結果表（公刊値）」を用いて、品目分割を施す¹³。

上記の1世帯当たりの支出額は細分類レベルで得ている。これを87部門別に集計する。

¹⁰ 白石（2010）では、国民所得統計を利用して10大費目別の換算係数を試算した。

¹¹ SNA統計の作成方法については、内閣府(2006)、内閣府(2007)を参照

¹² 2000年および2005年国勢調査結果を線型補完したもの

¹³ この方法は、SNA統計の作成手法に同じである。食費、教養娯楽費、雑費への支出が多い。

全国消費実態調査における細分類は約 400 項目にわたるが、細分類の項目であっても、複数の商品を含むので、87 部門分類で見ると複数に及ぶものがある。この場合、主たる製品と思われる 87 部門の 1 つに代表して分類した。

比較対象となる SNA 産業連関表は生産者価格表示なので、購入者価格表示である全国消費実態調査の集計値を換算する必要がある。総務省「平成 17 年（2005 年）全国産業連関表」における運輸・商業マージン表から得た、運輸マージンおよび商業マージンを用いてマージン部分を推計し、これを運輸、商業関連の 87 部門別に配賦した。

（3）換算係数の試算結果

87 産業分類のうち、そもそも SNA 産業連関表において消費支出が計上されない部門数が 17 あり、それに加えて全国消費実態調査からは該当する費目が得られなかった部門数が 6 あった。そのため実際に産業別の換算係数を得た部門数は 64 部門である。

試算結果によると、1 世帯当たりの消費支出について、全国消費実態調査のデータ群から SNA ベースの民間消費に変換するための換算係数は 1.57 である。これを 24 産業分類でみていくと（表 1）、一般機械（3.99）、電気機械（3.70）、輸送用機械（2.85）といった耐久消費財では、全国消費実態調査から得る購入額をかなり拡大させる必要があることが示唆される。

=== 表 1 が入る ===

3. 消費税の負担水準－単純集計結果

3. 1 世帯の収入階級別にみた消費税の負担水準

これまでの検討から得た換算係数を、全国消費実態調査の匿名データに当てはめ、これをもとに世帯類型別の消費税負担額を算出した。消費税の課税の対象外となる非課税品目は、「家賃」「地代」「火災保険料」「医薬品」「医科診療代」「歯科診療代」「出産入院料」「他の入院料」「整骨・鍼灸」「他の医療保険サービス」「自動車保険料」「自動車保険料以外の輸送機器保険料」「授業料等」「教科書・学習参考教材」「葬儀関係費」「非貯蓄型保険料」「保育所費用」「介護サービス」とした。また、消費税の実効税率は、（消費税負担額／世帯の年間収入）¹⁴なる算式に従って算出している。

推計結果によると、従来型の換算なしの消費データに基づく 1 世帯当たりの消費税負担額は年額 13.7 万円であるのに対して、新たに得た換算ありの消費データに基づく消費税負担額は年額 18.6 万円となり、両者の比率は 1.36 倍である（図 1）。この比率は、全体の消

¹⁴ 世帯の年間収入とは、世帯員における勤め先収入、事業収入、財産収入、年金ほか社会保険などの実収入の総計である。世帯の年間収入の記載がない世帯に関しては、総務省が推計値を与えている。消費支出と同様に、世帯の年間収入に関しても拡大換算の必要性が認められるが、本研究では実効税率に関する比較のために実施していない。今後の課題である。

費税負担額に比べると食料品だけではやや低い（図2）。消費支出における換算倍率に比べて消費税負担額について事後的に算出された換算倍率がいずれとも小さい理由は、従来算式では消費税の負担額の推計に際して、贈与金や仕送りといった消費支出の対象外である支出項目を課税対象の支出に含めたり、あるいは非課税対象の費目をやや限定して捉えることにより、消費税の課税ベースが拡大しているからである。ここで、食料品関係（農林水産業および食料品製造業の生産物）の消費税負担額は4.9万円である。

新たに得た換算後の消費税負担額をみていくと、世帯収入が少ない第I分位8.0万円（うち食料品関係2.6万円）、第II分位11.5万円（同3.3万円）となる一方、第IX分位25.3万円（同6.4万円）、第X分位32.8万円（同7.8万円）となっており、収入の多寡による消費税負担額の格差は3-4倍程度である。これを対収入比として定義される実効税率でみていくと、第I分位6.0%、第II分位4.8%となり、第IX分位2.7%、第X分位2.3%と低下しており、消費税における逆進性が示唆される（表2、表3）。

現在のわが国では消費税の引き上げと、その際の低所得者向けの負担軽減策の必要性が指摘されつつ、その具体的水準に関する議論は少ないように見受けられる。上記より得られた消費税負担額をもとに簡単に例示してみる。世帯の収入10分位において下から2番目に位置する第II分位では、税率5%での消費税負担額は11.5万円、うち食料品関係が3.3万円である。現行の消費税制における負担程度を緩和するならば、この世帯層には、年額10万円を給付すれば良い¹⁵、生活必需品のうち食料品だけを負担緩和の対象にするならば年額3万円が給付額となる。また、既存の税率5%分については低所得者にもその負担を要請しつつ、それを超える税率の引き上げ分には負担軽減策を講じるならば、税率が3%だけ引き上げられて8%となった場合、給付額は年額6万円、食料品だけに着目すれば年額2万円となる。一方、すべての税負担の緩和を目指す場合には、税率8%における給付額は年額16万円、食料品だけに着目すると年額5万円となる。

消費税において逆進性が生じる主たる原因は、高所得者における貯蓄の存在であるが、これに加えて、もし高所得者の方が非課税をより多く購入しているのであれば、これも逆進性の一因となりうる。そこで本研究では、非課税品の購入動向に注目した。非課税品への支出額は、農林水産および食料品への支出額を若干下回る規模にあり、その太宗は、保険、住宅賃貸料、医療・保健衛生、非営利・教育の4つである。このなかで収入の上昇につれて支出が増加するのは、保険と非営利・教育であり、逆に、住宅賃貸料は収入が増えるにつれて支出が減少する。全体としては収入の多寡により、非課税品の購入割合が増えることは無い¹⁶。

¹⁵ 消費税逆進性対策税額控除として知られるカナダのGSTクレジットにおける、世帯当たりの給付金の規模は年額7万円程度であり、この金額はわが国の低所得者層における消費税負担額10万円程度に近似する。なお、カナダのGST税率は5%である。白石（2009）を参照。

¹⁶ すると逆進性の問題は、当期に消費されなかった貯蓄が将来時点において費消されるのか、あるいは遺産として残されるのか、貯蓄から費消される支出は課税品なのか、それとも非課税品なのかという問題に行き着く。

==== 図1が入る ====

==== 図2が入る ====

==== 表2が入る ====

==== 表3が入る ====

3. 2 世帯主の年齢階級別にみた消費税の負担水準

消費税の負担水準に関する推計値を世帯主の年齢階級別みていくと、25-29歳 14.5万円（実効税率 3.6%）、45-49歳 21.6万円（2.8%）、75-79歳 14.2万円（3.5%）となっており、負担額は山型、実効税率は谷型のグラフ形状となる（図3）。事後的に算出される換算係数については、若年層において高く、中高年層においてやや低いので、従来に考えられてきたよりは若年層における消費税負担額が、実際には多い可能性が示唆される。ただし、食品関係についてはこの傾向が逆転しており、これは若年層において野菜、果物、水産品といった加工食品以外における支出が少ないことによる（図4）。非課税品への支出に関しては、20-30歳代では住宅賃貸料、政府・その他への支出が多く、続く40-50歳代では保険、非営利・教育への支出が増える。それ以上の高齢層では、医療・保健衛生への支出が増える傾向にある（表4、表5）。

==== 図3が入る ====

==== 図4が入る ====

==== 表4が入る ====

==== 表5が入る ====

3. 3 世帯人数別にみた消費税の負担水準

世帯の人数別にみた消費税の負担水準に関する推計値に関しては、世帯人数の増加につれて消費税負担額が上昇する一方、実効税率は低下する傾向が認められる（図5）。従来型の試算方法との比較に関しては、事後的に算出された換算係数は同じであり、世帯人数別にはそれほど差異が認められない（図6）。非課税品への支出額は、世帯人数の増加につれて住宅賃貸料の支出が減少する（表6、表7）。

==== 図5が入る ====

==== 図6が入る ====

==== 表6が入る ====

=== 表 7 が入る ===

3. 4 20 歳未満の非就業者の人数別にみた消費税の負担水準

未成年の扶養家族の有無による消費税負担額の違いをみるために、20 歳未満の非就業者の人数別にみた消費税の負担水準を推計した。20 歳未満の非就業者の人数がゼロ人では 17.6 万円（うち食料品関係 4.5 万円）、1 人では 21.1 万円（同 5.5 万円）、2 人では 20.7 万円（同 5.6 万円）、3 人では 21.2 万円（同 6.1 万円）となっており、世帯内に未成年の扶養家族が 1 人でも居ると、当該世帯における消費税の負担額が増える。ただし、非就業者が 1 人からさらに増えても消費税負担額はそれほど異ならない。ただし、食料品関係の負担額は増加していく。

=== 図 7 が入る ===

=== 図 8 が入る ===

=== 表 8 が入る ===

=== 表 9 が入る ===

3. 5 世帯類型別にみた消費税の負担水準

世帯類型別の消費税負担額に関しては、単身世帯（12.2 万円、うち食料品関係 2.8 万円）や夫婦のみ世帯（19.6 万円、うち同 5.1 万円）における消費税負担額は少なく、夫婦と子供 1 人（21.7 万円、うち同 5.7 万円）、夫婦と子供 2 人（21.7 万円、うち同 5.9 万円）、夫婦と子供 3 人（22.0 万円、うち同 6.4 万円）など子供が居る家庭では消費税負担額が多くなる。男親または女親と子供（13.8 万円、うち同 4.0 万円）では負担額が少ないが、これは世帯人員が総じて少ないからであろう（図 9）。これを実効税率からみていくと、上記において税負担額が少ない世帯において実効税率が高く、税負担額が多い世帯ではむしろ実効税率がやや低くなる傾向がある。非課税品への支出額は、子どもの人数が増えるにつれて多くなる（表 10、表 11）。

=== 図 9 が入る ===

=== 図 10 が入る ===

=== 図 11 が入る ===

=== 表 10 が入る ===

=== 表 11 が入る ===

4. 消費税の負担水準－クロス集計結果

4. 1 世帯の収入階級別×世帯主の年齢階級別にみた消費税の負担水準

公刊統計からは得ることが難しいクロス集計を実施できるのが匿名データを利用した分析上の強みである。世帯の収入分位別と世帯主の年齢階級別のクロス集計でみた消費税の負担水準に関しては、同じ収入分位に属していても40歳代、50歳代における消費税の負担額が他の年代に比べると高くなる(図12、表12)。ここで、消費税のうち食料品関係(農林水産業および食料品製造業による生産品)が占める割合をみると、低所得層のうち、40歳代、50歳代、70歳代に高く、20歳代、30歳代といった若年層における食料品関係の消費税負担は、低所得者においても比較的小さい(図13、表13)。食料品に軽減税率を導入しても、逆進性の緩和に結びつかない可能性がある。

消費税/収入によって算出される実効税率は、30歳代の年収400万円台では3%強、40歳代、50歳代の年収700万円台では3%弱、70歳代の年収400万円台では4%強となっており、ライフサイクルでみると若年から中年にかけて実効税率が低下する一方で、高年になると上昇する傾向が示唆される(図14、表14)。

=== 図12が入る ===

=== 図13が入る ===

=== 図14が入る ===

=== 表12が入る ===

=== 表13が入る ===

=== 表14が入る ===

4. 2 世帯の収入階級別×世帯人員別にみた消費税の負担水準

消費税負担額に関して、収入階級別と世帯人員別のクロス集計をみていくと、同じ収入分位においても、世帯人員が増えるにつれて消費税負担額が上昇しており、この傾向は世帯人員が1人(単身)から2名に増えた際に顕著である。2人以上の世帯人員においては、人員数の増加ほどには消費税負担額は増えない(図15、表15)。ただし、対収入比でみた実効税率は世帯人員の増加につれて上昇する傾向がある(図16、表16)。

カナダの給付つき税額控除は、世帯収入に対する消失控除の仕組みと基本としつつ、税額控除の算定基準は世帯人数としている。つまり世帯員1人当たりの適用額を設定した上で、世帯人数に応じて適用額を加算する算式を採用している。この収入と世帯人数の組み合わせ方式は分かりやすく、カナダのGSTクレジットに留まらず、各国における給付つき

税額控除の算定式に共通して見られるものであるが、消費税負担額は世帯人員に比例するものではないので、具体的な金額の算定にはさらなる検討が求められる。

そこで、世帯における消費税負担額を世帯人員で除することにより、世帯員1人当たりの消費税負担額を算出した。世帯員1人当たりの消費税負担額は、世帯員規模の拡大につれて逡減する傾向にあるが、低所得世帯において世帯規模2人から4名では3-6万円となる。これがわが国における給付額の算定基準の目安であろう（図17、表17）。

ところで、各国における給付つき税額控除の算定式においては、子どもの有無により給付額に差異を設けるケースがある。上述のカナダのGSTクレジットでは、1人当たりの適用額に関して子どもでは成人の半分としている。一方、アメリカのEITCでは、子どもの人数が増えるにつれてEITC適用額をむしろ増やす制度設計としている¹⁷。世帯人数が同じ世帯において、20歳未満の非就業者の人数別に世帯員1人当たりの消費税負担額を算出したところ¹⁸、20歳未満の非就業者の有無により世帯員1人当たりの消費税負担額が大きく相違することは無さそうである（図18、表18）。カナダでは別途に子どもの扶養費用を手当とする制度が用意されており、GSTクレジットではむしろ子どもへの適用額を抑制すべきであると考えられたのであろう。一方、アメリカではEITCにより子育て支援を行うために、子どもを養育する世帯への適用額を充実させたものと思われる。

=== 図15が入る ===

=== 図16が入る ===

=== 図17が入る ===

=== 図18が入る ===

=== 表15が入る ===

=== 表16が入る ===

=== 表17が入る ===

=== 表18が入る ===

5. まとめ

わが国の財政状況からみて、将来における消費税の引き上げはほぼ不可避であると思われるが、その際には、何らかの低所得者向けの負担軽減策が要請される可能性が高い。負担軽減策としては、消費税における複数税率と所得税における給付つき税額控除の2つが有力案となっているが、いずれにせよ税制改革のための具体的な設計においては、消費税負担の現状を正確に把握しておくことが求められている。

本研究では、わが国世帯における消費税負担額について、従来に考えられてきた現行税

¹⁷ 高山・白石（2010）を参照。

¹⁸ 収入階級×世帯人員×20歳未満の非就業者の人数の3重クロスである。

率 5%において、世帯平均でみて年額 13 万円程度とする水準には過少推計の恐れがあり、その補正方法を案出した上で、新たに年額 18.6 万円という数値を得た。これを食料品に限定すると 4.9 万円である。世帯の年間収入が低い世帯における消費税負担額は、やや小さくなり年額 10 万円程度であるが、消費増税に際して負担軽減策の対象となるのは低所得者層なので、この年額 10 万円程度が世帯当たりの軽減額の基準額となる。世帯の消費税負担の総額に占める食料品関係の割合は、高所得世帯に比べると低所得世帯において大きくなるが、若年層では総じて低い。このことは、特定の品目に軽減税率を設定する複数税率方式が、期待通りの軽減効果をもたらさない可能性を示唆する。

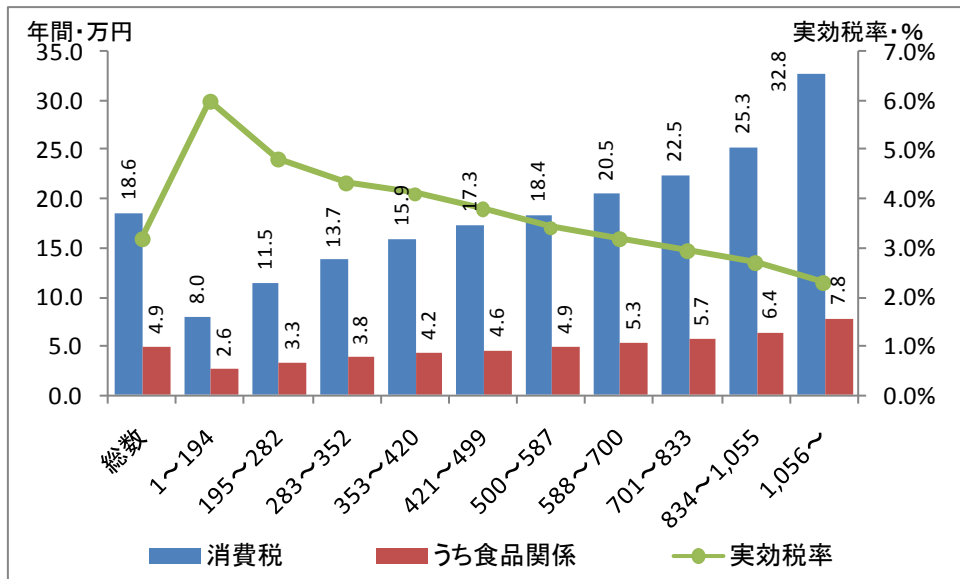
消費税の実効税率（＝消費税／世帯収入）が、法定税率を下回る原因は、貯蓄と非課税品の存在である。本稿では、収入の多寡と非課税品への支出との関係性を検討したが、それによると、高所得世帯では教育費、保険料への支出が多く、低所得世帯では家賃への支出が多くなる。

給付つき税額控除の制度においては、収入と世帯人数を基準として給付額の算定がなされるので、その制度設計のためには、世帯単位ではなく、世帯員 1 人当たりの消費税負担額の把握が求められている。低所得世帯では、1 人当たり 3－6 万円程度である。ここで子どもの有無により、1 人当たり消費税負担額が相違することはない。

【参考文献】

- 岩本康志・尾崎哲・前川裕貴（1995）「『家計調査』と『国民経済計算』における家計貯蓄率動向の乖離について」『フィナンシャル・レビュー』第 35 号、大蔵省
- 宇南山卓（2009）「家計調査の課題と改善に向けて」筆者HP
- 白石浩介(2009)「給付つき税額控除による所得保障」一橋大学経済研究所世代間問題研究機構ディスカッション・ペーパー456号
- 白石浩介(2010)「家計における消費税の負担水準」『税研』第 154 号（近刊）、日本税務研究センター
- 白石浩介・東暁子（2010）「消費税引き上げの影響と課題」『税務弘報』2010年11月号、中央経済社
- 高山憲之（2010）『年金と子ども手当』岩波書店
- 高山憲之・白石浩介（2010）「米国型 EITC の日本への導入効果」『経済研究』Vol.61 No.2
- 内閣府（2006）「四半期別 GDP 速報（QE）の推計方法（第 5 版）平成 18 年 7 月改訂」内閣府経済社会総合研究所
- 内閣府（2007）「SNA 推計手法解説書（平成 19 年改訂版）」内閣府経済社会総合研究所
- 橋本恭之（2010）「消費税の逆進性とその緩和策」『会計検査研究』第 41 号所収、会計検査院
- 村澤知宏・湯田道生・岩本康志（2005）「消費税の軽減税率適用による効率と公平のトレードオフ」『経済分析』第 176 号、pp.19-41.
- 八塩裕之・長谷川裕一（2008）「わが国家計の消費税負担の実態について」ESRI Discussion Paper Series, No.19、内閣府経済社会総合研究所
- 渡辺裕泰（2006）「消費税法の沿革と改革上の諸問題」『租税法研究』第 34 号所収、有斐閣
- Ebrill, Liam, M.Keen, J.P. Bodin and V. Summers(2001), *The Modern VAT*, IMF, Washington
- OECD(2008), *Consumption Tax Trends 2008 – VAT/GST Excise Rates, Trends and Administration Issues*, OECD, Paris

図1 消費税の負担水準（収入階級別・換算後）

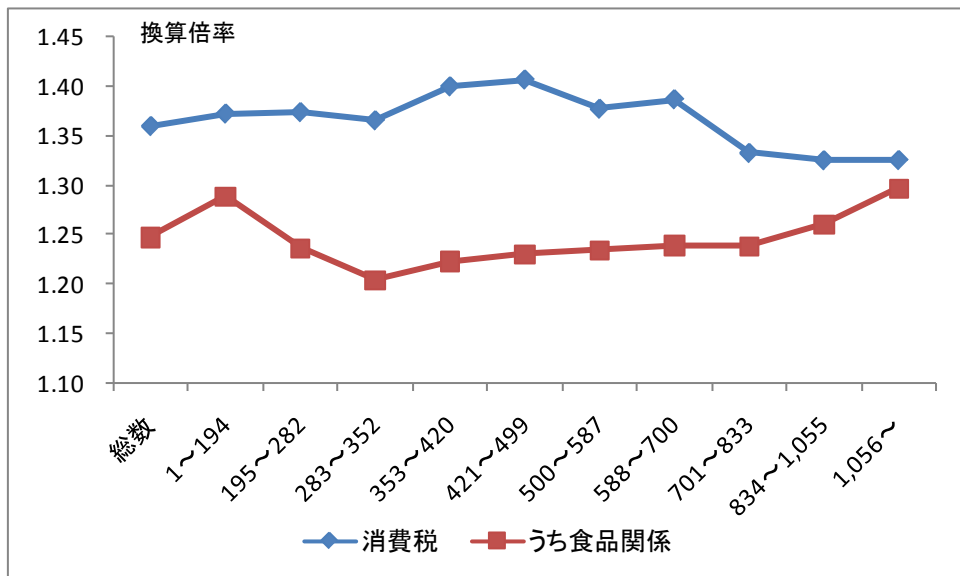


注1：横軸の収入階級は、世帯ベースの年間収入10分位

注2：実効税率=消費税負担額/世帯における年間収入

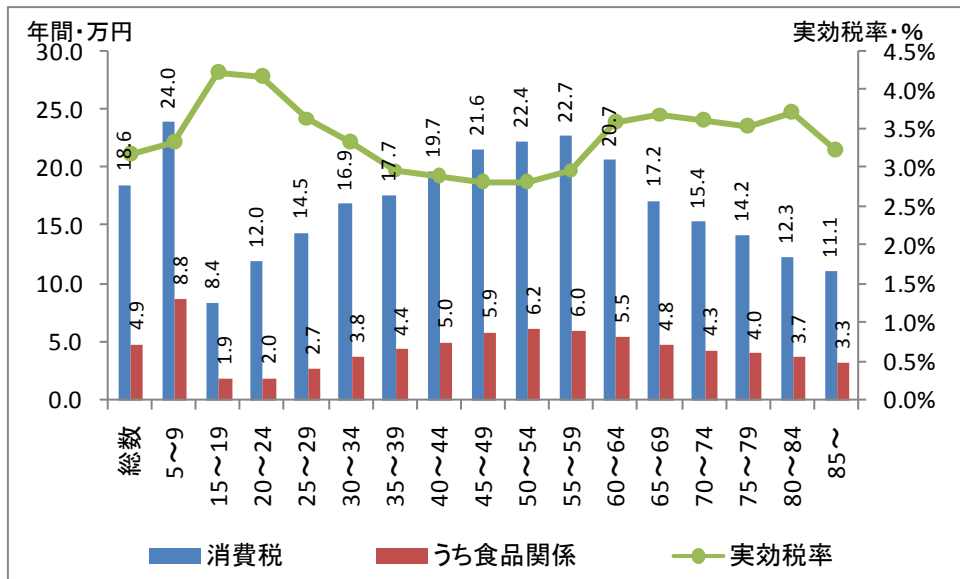
注3：換算係数を用いて世帯における消費額を補正し、これをもとに消費税負担額を試算

図2 事後的に算出された消費税負担額の換算倍率（収入階級別）



注1：事後的に算出された換算倍率=補正後の消費税負担額/補正前の消費税負担額

図3 消費税の負担水準（年齢階級別・換算後）

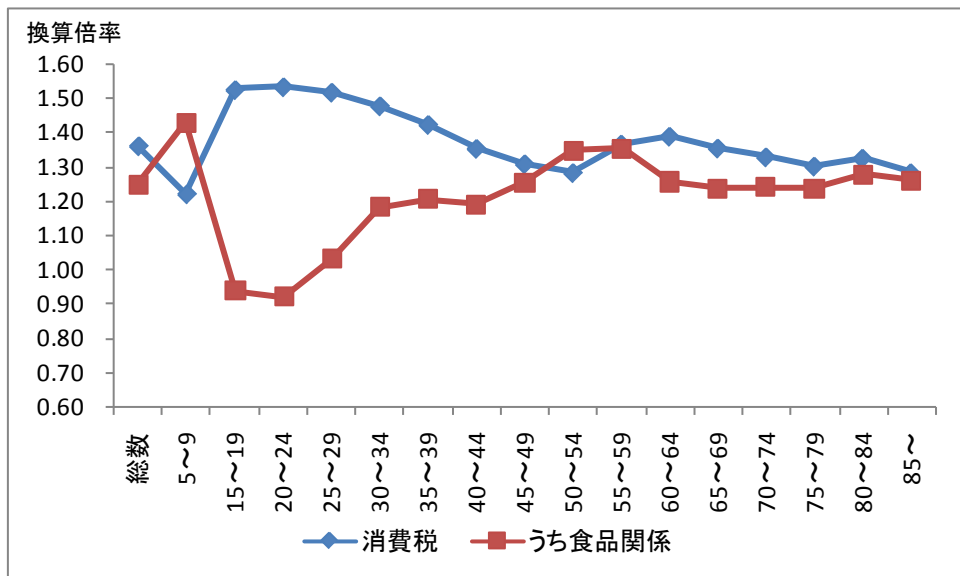


注1：横軸は、世帯主の年齢階級別

注2：実効税率=消費税負担額/世帯における年間収入

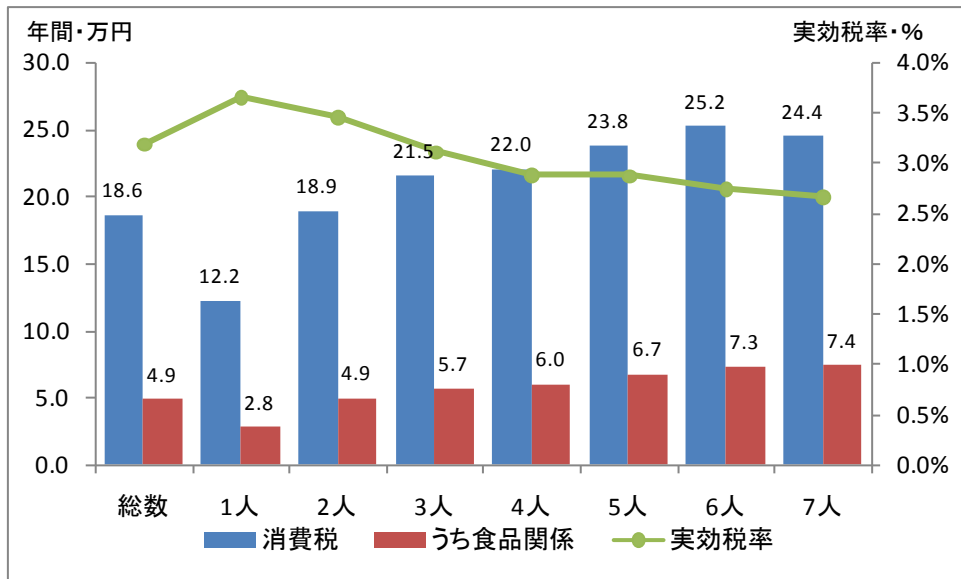
注3：換算係数を用いて世帯における消費額を補正し、これをもとに消費税負担額を試算

図4 事後的に算出された消費税負担額の換算倍率（年齢階級別）



注1：事後的に算出された換算倍率=補正後の消費税負担額/補正前の消費税負担額

図5 消費税の負担水準（世帯人数別・換算後）

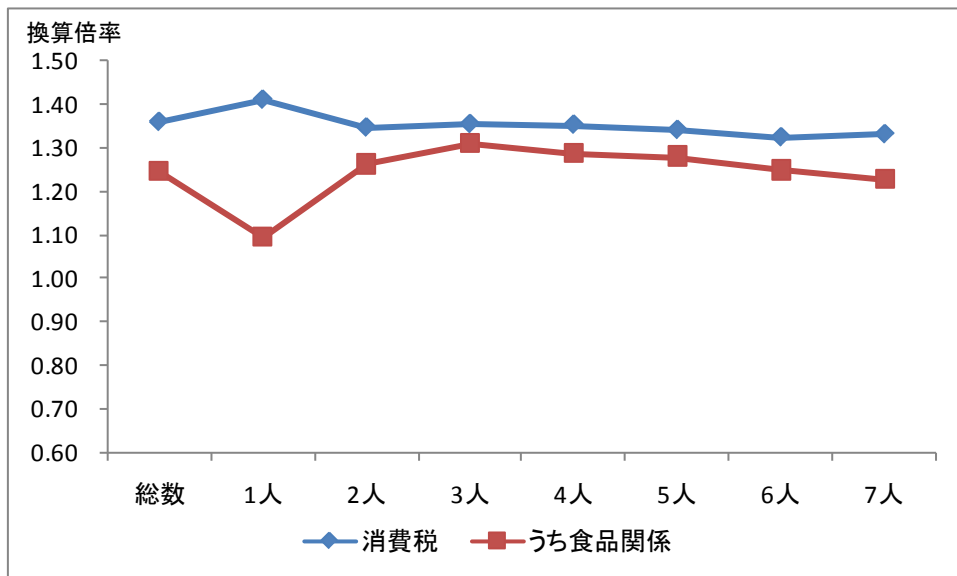


注1：横軸は、世帯人数別

注2：実効税率＝消費税負担額／世帯における年間収入

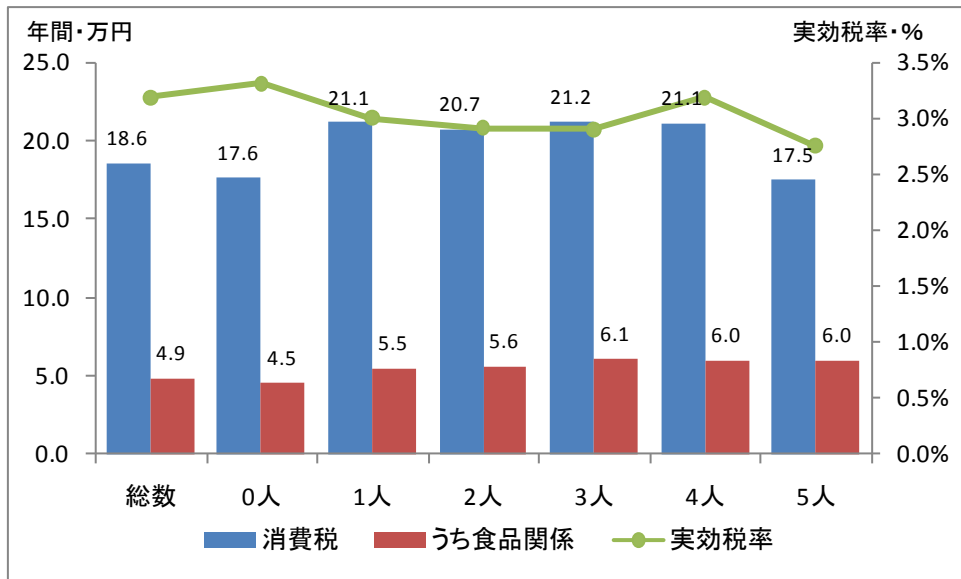
注3：換算係数を用いて世帯における消費額を補正し、これをもとに消費税負担額を試算

図6 事後的に算出された消費税負担額の換算倍率（世帯人数別）



注1：事後的に算出された換算倍率＝補正後の消費税負担額／補正前の消費税負担額

図7 消費税の負担水準（20歳未満の非就業者の人数別・換算後）

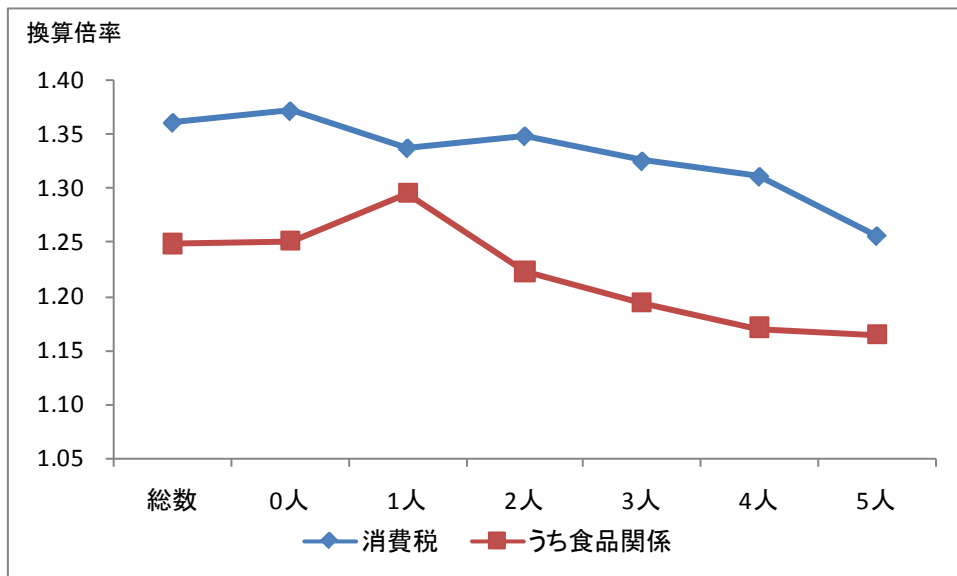


注1：横軸は、20歳未満の非就業者の人数別

注2：実効税率＝消費税負担額／世帯における年間収入

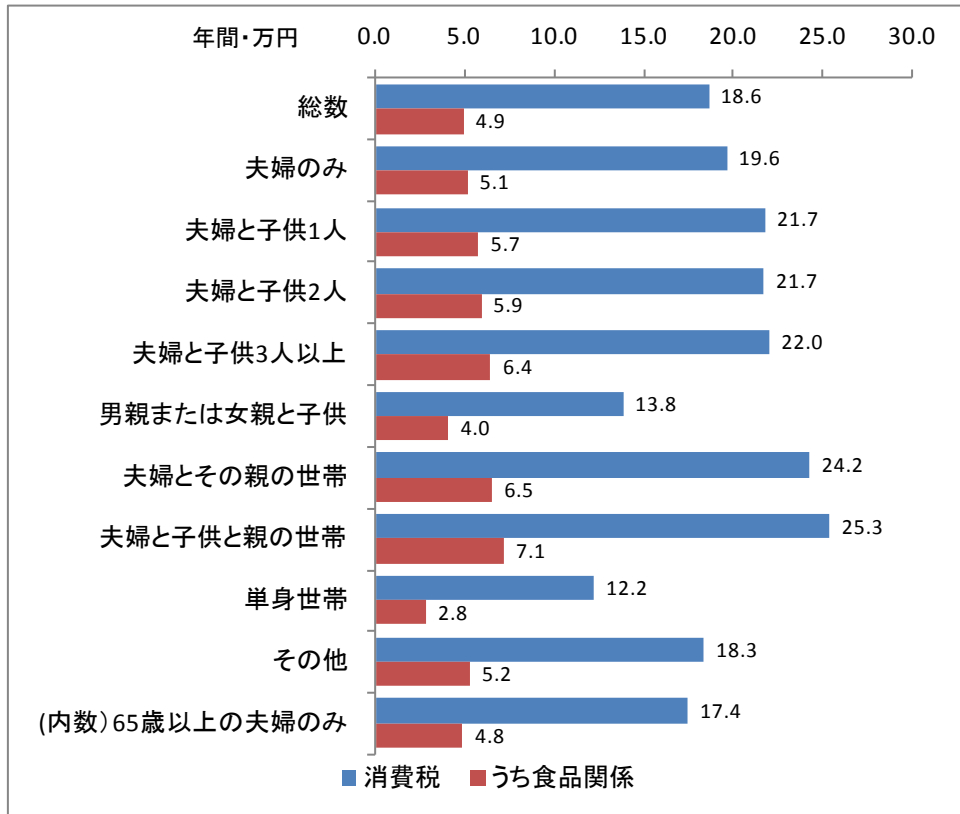
注3：換算係数を用いて世帯における消費額を補正し、これをもとに消費税負担額を試算

図8 事後的に算出された消費税負担額の換算倍率（20歳未満の非就業者の人数別）



注1：事後的に算出された換算倍率＝補正後の消費税負担額／補正前の消費税負担額

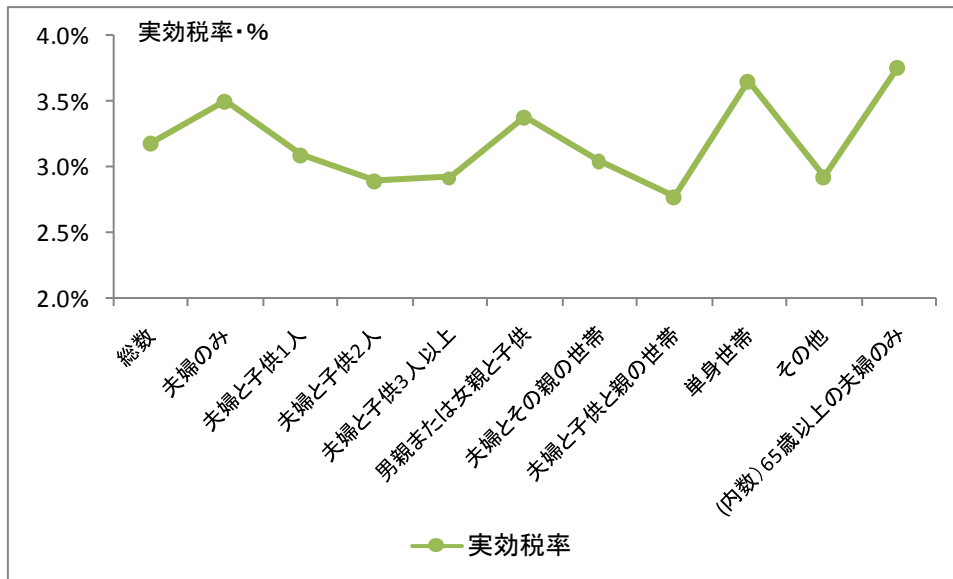
図9 消費税の負担水準（世帯類型別の人数別・換算後）



注1：横軸は、世帯類型別

注2：換算係数を用いて世帯における消費額を補正し、これをもとに消費税負担額を試算

図10 消費税の実効税率（世帯類型別の人数別・換算後）

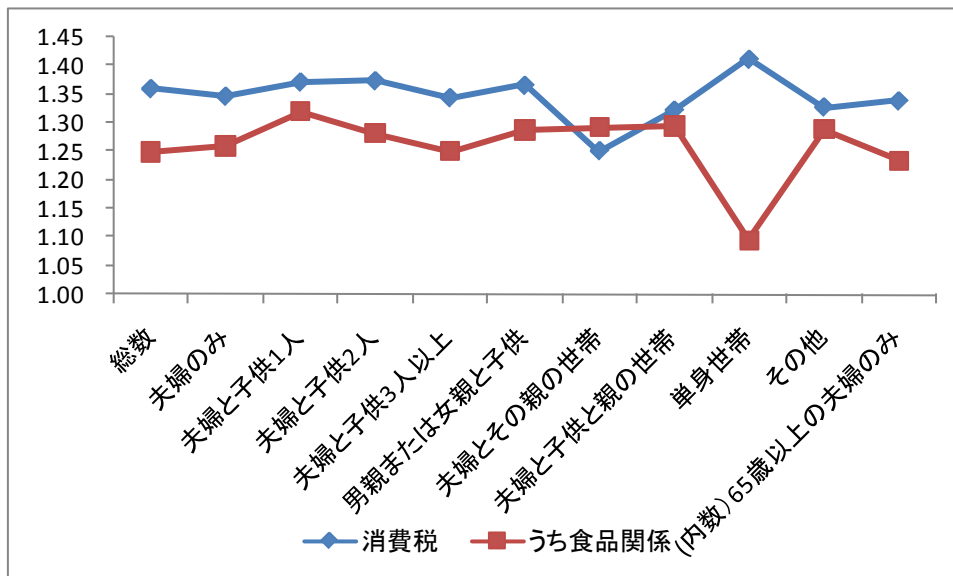


注1：横軸は、世帯類型別

注2：実効税率＝消費税負担額／世帯における年間収入

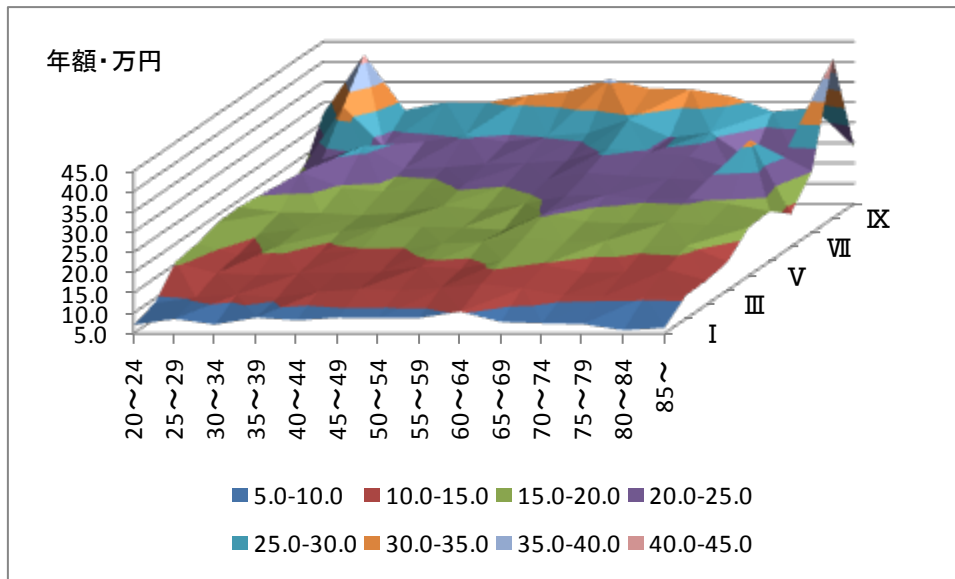
注3：換算係数を用いて世帯における消費額を補正し、これをもとに消費税負担額を試算

図11 事後的に算出された消費税負担額の換算倍率（世帯類型別）



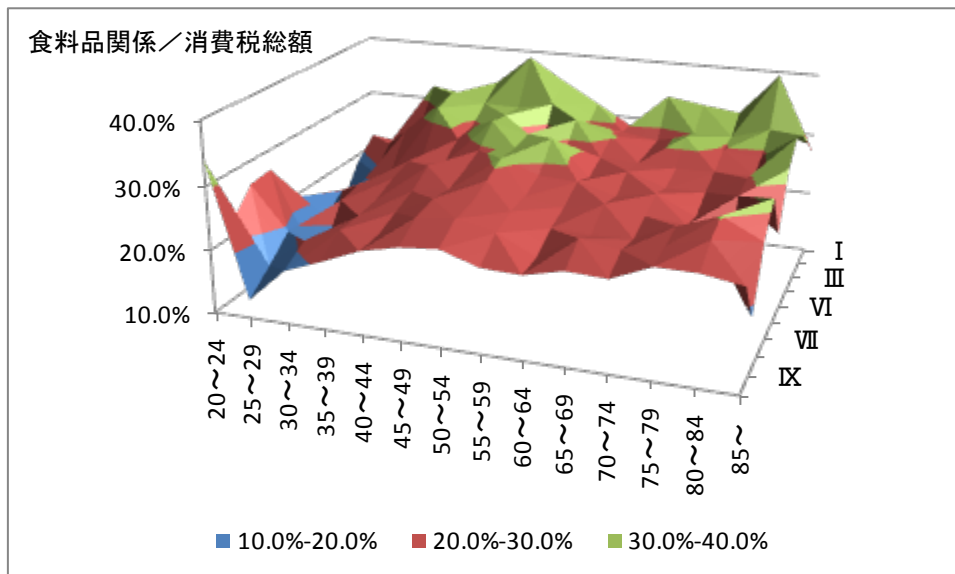
注1：事後的に算出された換算倍率＝補正後の消費税負担額／補正前の消費税負担額

図 1 2 消費税の負担水準（収入階級×年齢階級・換算後）



注 1：ローマ数字（I－X）は、世帯の収入分位を示す。I が低分位、X が高分位。

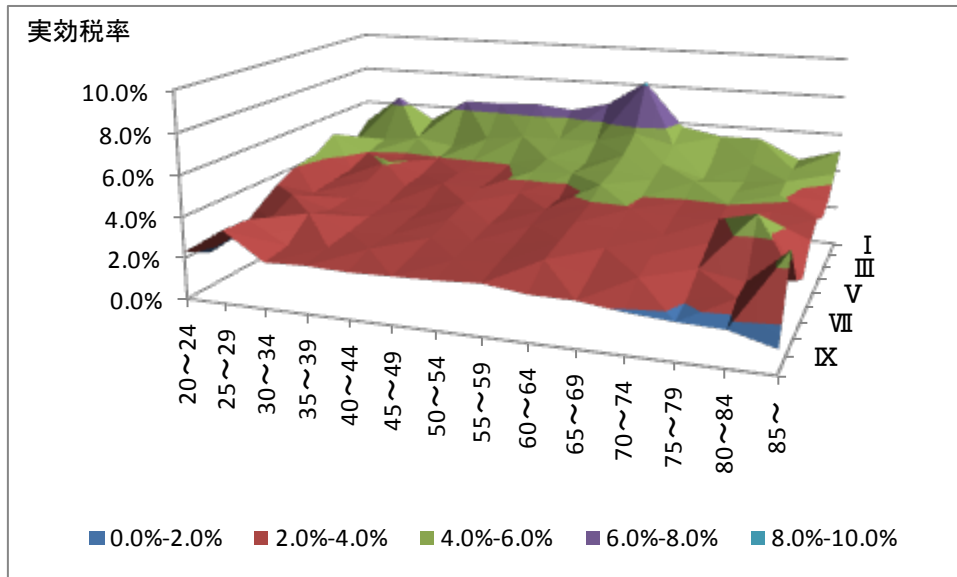
図 1 3 食料品関係の消費税負担の割合（収入階級×年齢階級・換算後）



注 1：ローマ数字（I－X）は、世帯の収入分位を示す。I が低分位、X が高分位。

注 2：世帯が負担する消費税のうち食料品関係（農林水産物および食料品）の消費税が占める割合。

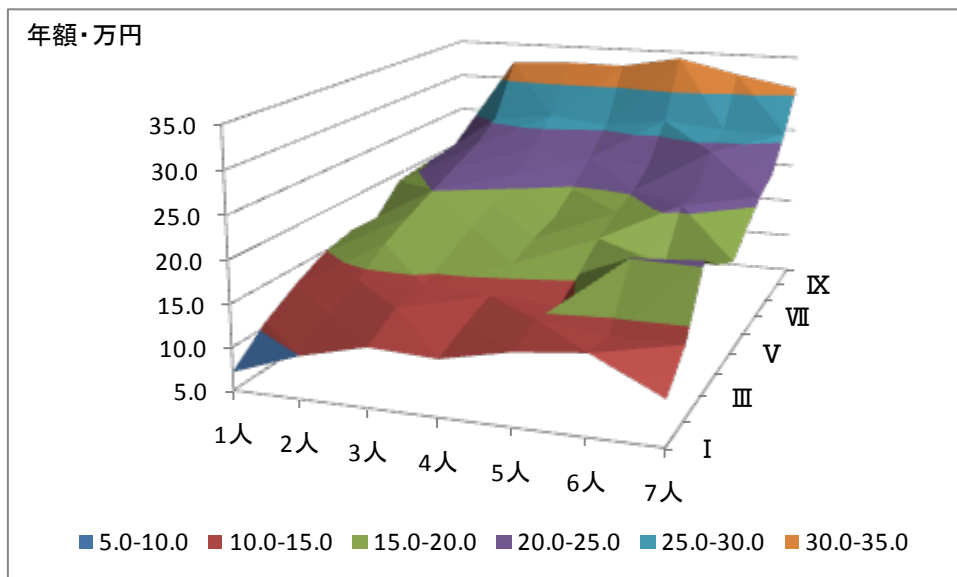
図14 消費税の実効税率（収入階級×年齢階級・換算後）



注1：ローマ数字（I-X）は、世帯の収入分位を示す。Iが低分位、Xが高分位。

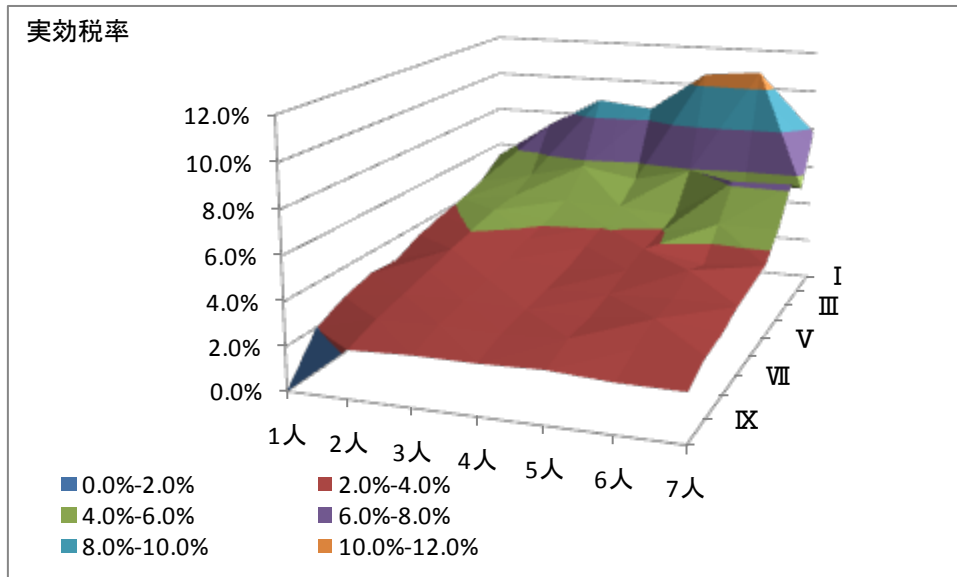
注2：実効税率=消費税/世帯の年間収入

図15 消費税の負担水準（収入階級×世帯人員・換算後）



注1：ローマ数字（I-X）は、世帯の収入分位を示す。Iが低分位、Xが高分位。

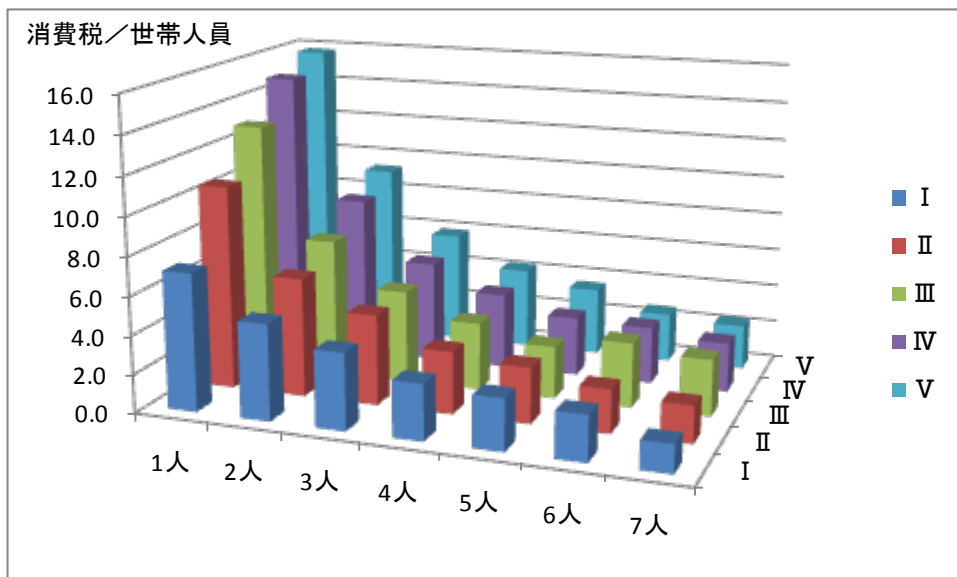
図 1 6 消費税の実効税率（収入階級×世帯人員・換算後）



注 1：ローマ数字（I－X）は、世帯の収入分位を示す。I が低分位、X が高分位。

注 2：実効税率＝消費税／世帯の年間収入

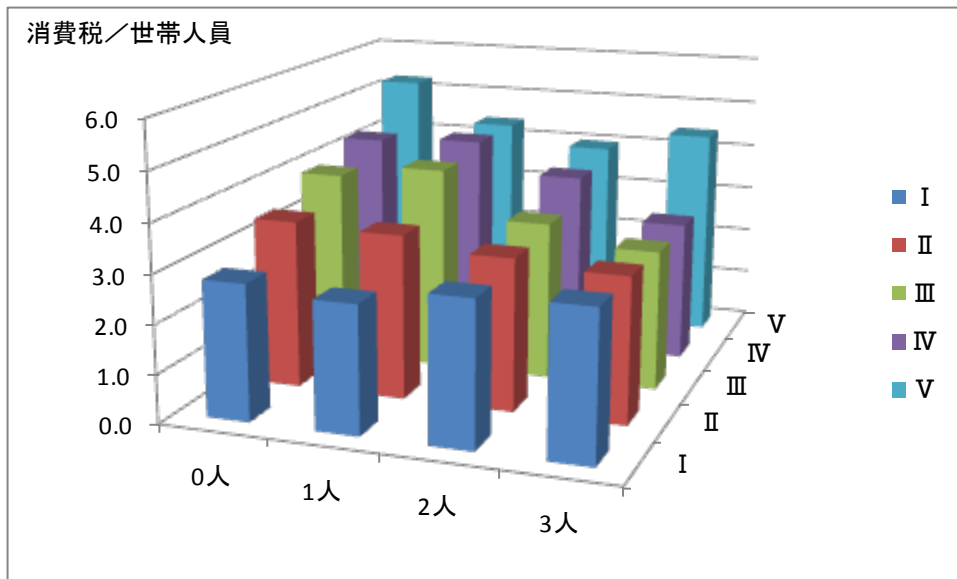
図 1 7 1人当たりの消費税負担額（収入階級×世帯人員・換算後）



注 1：ローマ数字（I－V）は、世帯の収入分位を示す。I が最も低分位であり上図では下位 5 分位のみを示した。

注 2：世帯員 1 人当たりの消費税負担額（＝消費税／世帯人員）。単位：万円。

図18 世帯人員4人の世帯における1人当たりの消費税負担額
(収入階級×20歳未満の非就業人員・換算後)



注1：ローマ数字（I－V）は、世帯の収入分位を示す。Iが最も低分位であり上図では下位5分位のみを示した。

注2：4人世帯における世帯員1人あたりの消費税負担額を、20歳未満の非就業者の人数別に示した

注3：世帯員1人あたりの消費税負担額（=消費税/世帯人員）。単位：万円。

表1 全国消費実態調査から SNA ベースの家計消費への換算係数

2004暦年	SNAベース 家計消費(除 く (兆円)		全消ベース 1世帯 当たり (千円) (c)	換算係数 補正済み	
	(a)	(b=a/世帯数)		(d=b/c)	(e=d*補正值)
1 農林水産	3.8	77.3	110.7	0.70	0.70
2 鉱業	0.0	0.0	0.0		
3 食料品	27.6	567.9	336.3	1.69	1.69
4 繊維	0.1	2.7	5.8	0.46	0.46
5 パルプ紙	0.4	7.4	4.3	1.73	1.73
6 化学	2.9	59.5	37.5	1.59	1.59
7 石油石炭	5.1	104.0	53.2	1.95	1.96
8 窯業土石	0.3	5.5	2.1	2.68	2.68
9 一次金属	0.1	1.6	0.0		
10 金属製品	0.4	7.3	12.2	0.60	0.60
11 一般機械	0.1	1.4	0.4	3.98	3.99
12 電気機械	7.2	148.9	40.3	3.69	3.70
13 輸送用機械	5.3	109.6	38.5	2.85	2.85
14 精密機械	0.7	14.2	8.9	1.60	1.60
15 その他製造	8.7	179.9	133.2	1.35	1.35
16 建設	0.0	0.0	0.0		
17 電気ガス水道	7.3	151.1	191.8	0.79	0.79
18 卸売小売	42.8	880.2	584.2	1.51	1.51
19 金融保険	11.5	235.7	113.3	2.08	2.09
20 不動産	12.8	263.1	183.5	1.43	1.44
21 運輸通信	22.8	469.1	288.5	1.63	1.63
22 サービス	60.2	1,238.3	734.7	1.69	1.69
23 政府サービス	3.1	62.9	36.7	1.71	1.72
24 非営利サービス	7.5	155.2	120.6	1.29	1.29
合計	230.5	4,743	3,037	1.56	1.57

(注1) SNA ベースの家計消費とは、2004 暦年の名目民間消費（生産者価格表示）。

(注2) SNA ベースの1世帯当たりの家計消費とは、4,861万世帯で除したものの。

(注3) 全国消費実態ベースの1世帯当たりの家計消費は、品目別消費支出をSNA産業分類に再集計したもの。再集計に際しては、贈与金、仕送りなどSNAベースでは消費支出に該当しない支出額を除外し、さらに、2005年基本表（総務省表）における運輸・商業マージンを用いて購入者価格表示を生産者価格表示に置き換えた。

(注4) 換算係数とは、SANベースと全消ベースの比率。補正済みとはSNA産業分類に存在し、全消再集計では把握できなかった分の調整のこと。

(注5) 試算は87産業分類で実施。上表はそれを24産業分類にまとめたもの。

表2 収入階級別にみた消費支出および消費税の負担水準（収入階級別・換算前）

単位:万円	ウェイト	年間収入	消費支出											うち非課税支出					消費税		消費性向	実効税率		
			食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服・履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	その他	住居	保健医療	保険料	教育	その他	(d=[b-c] *5/105)	(d1=b1 *5/105)	(e=b/a)			(f=d/a)	
		(a)	(b)	(b1)	(c)																			
総数	35.16	583.9	336.4	81.8	26.2	20.0	10.6	15.9	13.4	45.9	14.1	36.8	71.8	49.5	15.9	10.6	10.2	11.2	1.6	13.7	3.9	57.6%	2.3%	
I	1~194	3.52	133.3	150.3	41.8	21.5	12.4	5.5	6.4	8.0	15.9	1.3	14.7	22.7	28.3	16.5	6.4	3.4	1.1	0.8	5.8	2.0	112.8%	4.4%
II	195~282	3.51	239.2	211.7	55.9	28.9	14.6	7.0	9.0	9.2	24.3	1.7	23.4	37.7	36.2	20.0	7.3	5.6	1.4	1.9	8.4	2.7	88.5%	3.5%
III	283~352	3.53	318.6	251.1	68.3	28.1	16.4	8.0	13.2	11.5	31.2	3.8	28.5	44.0	39.8	18.7	9.4	7.2	3.2	1.4	10.1	3.2	78.8%	3.2%
IV	353~420	3.52	388.2	283.6	72.5	30.2	17.8	8.5	12.2	13.0	42.9	5.3	31.6	49.5	44.8	19.8	10.5	8.7	4.5	1.2	11.4	3.5	73.1%	2.9%
V	421~499	3.47	458.4	307.5	77.9	30.4	18.8	10.6	13.2	12.8	44.0	8.1	35.8	55.9	48.6	21.0	10.1	9.9	6.6	0.9	12.3	3.7	67.1%	2.7%
VI	500~587	3.56	539.6	331.4	83.3	27.6	20.1	10.2	14.5	13.1	47.4	12.2	39.0	64.0	50.7	18.3	10.6	10.7	9.6	1.4	13.4	4.0	61.4%	2.5%
VII	588~700	3.73	641.6	364.1	90.3	24.4	22.1	11.6	16.2	14.4	52.5	16.9	40.5	75.2	53.2	15.4	11.6	11.6	13.0	1.6	14.8	4.3	56.8%	2.3%
VIII	701~833	3.29	762.2	408.7	97.2	23.8	23.2	12.3	18.6	14.9	58.3	23.5	43.3	93.4	55.0	12.0	11.5	12.6	18.1	0.8	16.8	4.6	53.6%	2.2%
IX	834~1,055	3.52	935.6	463.4	106.6	23.1	25.1	13.8	22.7	16.3	63.1	30.0	49.3	113.4	62.7	10.0	13.1	14.8	23.5	1.4	19.1	5.1	49.5%	2.0%
X	1,056~	3.52	1429.3	594.7	126.2	23.6	29.4	18.2	33.3	20.3	79.8	38.7	61.8	163.4	75.5	6.6	15.9	17.4	31.6	4.1	24.7	6.0	41.6%	1.7%

注1：非課税支出とは、消費税の非課税品を全国消費実態調査10大品目別に分類したもの

表3 収入階級別にみた消費支出および消費税の負担水準（収入階級別・換算後）

購入者価格表示	単位:万円	ウェイト	年間収入	消費支出		うち非課税支出											消費税		消費性向	実効税率
				農林水産・食料	農林水産・食料	出版・印刷	その他の化学製品	保険	住宅賃貸料	医療・保健衛生	介護	他の個人サービス	政府・教育	政府・その他	非営利・教育	(d=[b-c] *5/105)	(d1=b1 *5/105)	(e=b/a)		
		(a)	(b)	(b1)	(c)	(c25)	(c30)	(c57)	(c59)	(c70)	(c71)	(c81)	(c84)	(c85)	(c86)					
総数	35.16	583.9	474.3	102.0	84.1	0.1	3.2	20.4	21.8	19.3	1.4	3.5	2.4	3.9	8.0	18.6	4.9	81.2%	3.2%	
I	1~194	3.52	133.3	214.4	53.9	47.0	0.0	2.3	6.9	22.7	10.4	1.1	1.8	0.3	0.8	8.0	2.6	160.9%	6.0%	
II	195~282	3.51	239.2	302.2	69.1	61.1	0.0	2.4	11.2	27.5	12.4	1.1	4.2	0.5	0.9	0.8	11.5	3.3	126.3%	4.8%
III	283~352	3.53	318.6	356.9	79.8	68.3	0.0	3.1	14.4	25.7	15.8	1.5	3.1	0.8	1.7	2.2	13.7	3.8	112.0%	4.3%
IV	353~420	3.52	388.2	411.1	88.8	76.9	0.0	3.3	17.5	27.2	18.7	1.1	2.7	1.2	2.2	3.0	15.9	4.2	105.9%	4.1%
V	421~499	3.47	458.4	447.2	95.8	83.0	0.1	3.1	19.9	28.9	17.7	1.4	2.1	1.8	3.7	4.4	17.3	4.6	97.5%	3.8%
VI	500~587	3.56	539.6	474.4	102.8	87.9	0.1	3.0	21.5	25.2	19.3	1.1	3.2	2.3	5.5	6.7	18.4	4.9	87.9%	3.4%
VII	588~700	3.73	641.6	522.6	112.0	91.4	0.2	3.3	23.3	21.2	21.3	1.1	3.5	3.7	5.6	8.2	20.5	5.3	81.4%	3.2%
VIII	701~833	3.29	762.2	563.5	120.5	92.0	0.2	3.4	25.3	16.5	21.4	1.3	1.8	4.2	5.3	12.7	22.5	5.7	73.9%	2.9%
IX	834~1,055	3.52	935.6	636.1	134.5	104.8	0.4	3.8	29.6	13.7	24.8	1.8	3.1	4.6	6.0	17.1	25.3	6.4	68.0%	2.7%
X	1,056~	3.52	1429.3	816.7	163.7	128.1	0.3	4.4	34.9	9.1	31.1	2.5	9.2	4.8	7.3	24.5	32.8	7.8	57.1%	2.3%

注1：非課税支出とは、消費税の非課税品をSNA産業連関表ベースの87セクター別に分類したもの

表4 世帯主の年齢階級別にみた消費支出および消費税の負担水準（年齢階級別・換算前）

単位：万円 ウェイト	年間収入	消費支出											うち非課税支出					消費税		消費性向 (e=b/a)	実効税率 (f=d/a)		
		食料	住居	光熱・水道	家具・家 事用品	被服・履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	その他	住居	保健医療	保険料	教育	その他	(d=[b-c] *5/105)	(d1=b1 *5/105)					
	(a)	(b)	(b1)																				
総数	35.16	583.9	336.4	81.8	26.2	20.0	10.6	15.9	13.4	45.9	14.1	36.8	71.8	49.5	15.9	10.6	10.2	11.2	1.6	13.7	3.9	57.6%	2.3%
(2) 5~9	0.00	720.0	479.7	129.3	0.0	22.5	6.2	51.4	8.4	9.3	104.4	35.2	113.1	66.8	0.0	3.8	23.3	39.7	0.0	19.7	6.2	66.6%	2.7%
(4) 15~19	0.06	198.7	142.8	41.8	23.0	5.4	2.7	17.3	2.0	15.1	0.1	20.0	15.4	26.9	23.0	1.1	2.7	0.1	0.0	5.5	2.0	71.9%	2.8%
(5) 20~24	0.73	286.5	211.1	44.9	38.7	8.7	4.6	25.8	5.8	34.9	0.7	23.9	23.1	47.1	38.5	4.7	3.1	0.7	0.0	7.8	2.1	73.7%	2.7%
(6) 25~29	1.81	398.3	257.9	55.8	43.9	11.9	6.2	13.9	6.9	50.3	2.3	31.4	35.1	57.6	43.2	5.6	6.5	2.2	0.0	9.5	2.7	64.7%	2.4%
(7) 30~34	2.51	505.8	307.1	66.8	47.6	15.6	8.2	15.4	9.6	52.6	9.1	35.8	46.5	66.9	41.1	8.5	9.1	8.1	0.1	11.4	3.2	60.7%	2.3%
(8) 35~39	2.89	595.7	316.9	76.6	29.0	18.6	9.4	15.5	11.2	49.2	14.4	41.2	51.7	55.9	25.6	9.5	10.4	10.3	0.2	12.4	3.6	53.2%	2.1%
(9) 40~44	3.05	680.0	362.3	89.1	24.3	21.6	10.4	16.2	12.1	52.1	26.3	42.6	67.5	56.4	19.1	9.7	10.4	16.7	0.5	14.6	4.2	53.3%	2.1%
(10) 45~49	3.19	764.6	416.9	98.7	19.0	23.9	10.4	18.2	13.1	58.6	44.3	39.5	91.2	70.0	13.5	9.8	12.1	33.9	0.7	16.5	4.7	54.5%	2.2%
(11) 50~54	3.56	792.4	434.5	96.3	19.2	24.8	11.8	18.4	12.9	59.9	37.3	36.4	117.5	68.2	9.7	9.8	14.1	32.6	2.0	17.4	4.6	54.8%	2.2%
(12) 55~59	3.85	766.1	398.8	92.9	21.3	22.5	12.9	19.4	14.0	56.5	13.2	38.0	108.3	49.2	9.4	11.1	13.0	12.2	3.5	16.6	4.4	52.1%	2.2%
(13) 60~64	3.81	574.3	349.8	91.1	21.6	21.9	13.6	17.5	17.2	46.1	2.9	39.4	78.5	37.0	7.1	13.8	12.0	2.6	1.5	14.9	4.3	60.9%	2.6%
(14) 65~69	3.56	467.7	301.4	81.1	21.3	20.1	11.1	13.7	17.0	34.6	1.1	37.9	63.4	34.1	7.7	13.8	9.4	0.8	2.4	12.7	3.9	64.4%	2.7%
(15) 70~74	2.98	424.5	273.6	73.5	25.4	18.9	9.8	12.7	14.6	27.8	1.1	34.8	55.1	30.8	7.3	11.4	8.2	0.9	3.0	11.6	3.5	64.5%	2.7%
(16) 75~79	2.08	402.1	257.5	68.6	30.7	17.5	10.4	10.2	14.7	22.2	1.3	30.8	51.0	28.1	7.1	11.5	6.0	1.1	2.3	10.9	3.3	64.1%	2.7%
(17) 80~84	0.85	330.2	223.8	61.1	23.8	16.1	9.3	9.7	16.8	16.5	0.5	23.8	46.3	28.7	9.5	12.9	4.4	0.4	1.5	9.3	2.9	67.8%	2.8%
(18) 85~	0.25	344.5	208.3	54.7	21.2	16.6	10.4	7.4	13.2	18.0	1.3	18.1	47.4	26.1	8.2	12.4	3.1	1.3	1.1	8.7	2.6	60.5%	2.5%

注1：非課税支出とは、消費税の非課税品を全国消費実態調査10大品目別に分類したもの

表5 世帯主の年齢階級別にみた消費支出および消費税の負担水準（年齢階級別・換算後）

購入者価格表示 単位：万円 ウェイト	年間収入	消費支出			うち非課税支出											消費税		消費性向 (e=b/a)	実効税率 (f=d/a)
		農林水産・食料	出版・印刷	その他の化学製品	保険	住宅賃貸料	医療・保健衛生	介護	他の個人サービス	政府・教育	政府・その他	非営利・教育	(d=[b-c] *5/105)	(d1=b1 *5/105)					
	(a)	(b)	(b1)	(c)	(c25)	(c30)	(c57)	(c59)	(c70)	(c71)	(c81)	(c84)	(c85)	(c86)					
総数	35.16	583.9	474.3	102.0	84.1	0.1	3.2	20.4	21.8	19.3	1.4	3.5	2.4	3.9	8.0	18.6	4.9	81.2%	3.2%
(2) 5~9	0.00	720.0	596.1	184.6	92.4	0.0	0.3	46.6	0.0	13.9	0.0	0.0	31.6	0.0	0.0	24.0	8.8	82.8%	3.3%
(4) 15~19	0.06	198.7	217.0	39.1	40.4	0.0	0.6	5.4	31.6	1.4	0.0	0.0	0.1	1.3	0.0	8.4	1.9	109.2%	4.2%
(5) 20~24	0.73	286.5	324.7	41.3	73.4	0.0	1.0	6.2	52.9	8.3	0.0	0.0	0.1	4.1	0.6	12.0	2.0	113.3%	4.2%
(6) 25~29	1.81	398.3	398.4	57.5	94.6	0.0	1.6	13.1	59.4	8.6	0.0	0.0	0.6	10.0	1.3	14.5	2.7	100.0%	3.6%
(7) 30~34	2.51	505.8	470.5	78.8	115.8	0.1	1.8	18.2	56.4	13.1	0.1	0.2	1.9	18.2	5.7	16.9	3.8	93.0%	3.3%
(8) 35~39	2.89	595.7	469.2	92.3	97.9	0.2	2.3	20.9	35.2	15.9	0.1	0.4	3.2	12.9	6.9	17.7	4.4	78.8%	3.0%
(9) 40~44	3.05	680.0	505.0	106.0	91.3	0.3	2.6	20.9	26.3	17.2	0.3	1.1	5.7	6.6	10.1	19.7	5.0	74.3%	2.9%
(10) 45~49	3.19	764.6	552.9	123.6	99.4	0.5	3.1	24.3	18.5	18.0	0.8	1.6	7.6	1.8	23.3	21.6	5.9	72.3%	2.8%
(11) 50~54	3.56	792.4	570.4	129.6	100.9	0.3	3.5	28.2	13.3	19.1	1.6	4.6	5.2	0.4	24.7	22.4	6.2	72.0%	2.8%
(12) 55~59	3.85	766.1	563.7	125.7	86.4	0.1	3.4	26.0	12.9	21.7	2.3	8.0	1.3	0.7	9.9	22.7	6.0	73.6%	3.0%
(13) 60~64	3.81	574.3	507.7	114.5	73.6	0.0	4.0	24.1	9.8	27.0	2.2	3.4	0.3	0.7	2.1	20.7	5.5	88.4%	3.6%
(14) 65~69	3.56	467.7	429.1	100.2	67.4	0.0	4.1	18.9	10.6	25.7	1.9	5.3	0.3	0.2	0.4	17.2	4.8	91.8%	3.7%
(15) 70~74	2.98	424.5	382.2	91.2	59.8	0.0	3.7	16.5	10.0	20.1	1.8	6.7	0.3	0.0	0.5	15.4	4.3	90.0%	3.6%
(16) 75~79	2.08	402.1	352.0	84.7	53.6	0.0	4.2	12.1	9.8	19.1	2.2	5.2	0.2	0.0	0.8	14.2	4.0	87.6%	3.5%
(17) 80~84	0.85	330.2	312.7	78.0	54.4	0.0	4.3	8.8	13.1	20.8	3.6	3.4	0.1	0.0	0.3	12.3	3.7	94.7%	3.7%
(18) 85~	0.25	344.5	285.0	68.9	51.4	0.0	3.4	6.3	11.2	17.7	9.2	2.4	0.0	0.0	1.2	11.1	3.3	82.7%	3.2%

注1：非課税支出とは、消費税の非課税品をSNA産業連関表ベースの87セクター別に分類したもの

表6 世帯人数別にみた消費支出および消費税の負担水準（世帯人数別・換算前）

単位:万円 ウェイト	年間収入	消費支出											うち非課税支出					消費税		消費性向 (e=b/a)	実効税率 (f=d/a)		
		食料	住居	光熱・水道	家具・家 事用品	被服・履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	その他	住居	保健医療	保険料	教育	その他	(d=[b-c] *5/105)	(d1=b1 *5/105)					
	(a)	(b)	(b1)										(c)										
総数	35.16	583.9	336.4	81.8	26.2	20.0	10.6	15.9	13.4	45.9	14.1	36.8	71.8	49.5	15.9	10.6	10.2	11.2	1.6	13.7	3.9	57.6%	2.3%
(1) 1人	9.89	333.5	218.2	52.9	35.0	10.9	6.0	11.9	7.0	28.6	0.0	29.3	36.6	37.1	26.0	5.0	5.1	0.0	1.0	8.6	2.5	65.4%	2.6%
(2) 2人	9.03	546.2	331.8	82.2	25.7	19.4	11.9	15.9	16.6	42.2	0.7	39.6	77.6	37.4	11.5	13.1	10.3	0.6	1.9	14.0	3.9	60.7%	2.6%
(3) 3人	6.33	691.7	384.8	90.9	24.2	23.2	13.1	18.0	15.6	55.4	12.5	38.0	93.9	51.9	14.1	13.0	12.6	10.5	1.6	15.9	4.3	55.6%	2.3%
(4) 4人	6.02	763.8	411.3	98.0	20.6	25.4	12.0	18.4	14.8	58.1	36.9	39.9	87.1	69.7	13.3	12.2	13.3	29.0	1.8	16.3	4.7	53.8%	2.1%
(5) 5人	2.75	828.3	447.2	110.4	16.7	29.6	12.6	19.0	15.5	62.9	48.6	41.3	90.6	75.0	8.3	12.8	13.9	38.3	1.8	17.7	5.3	54.0%	2.1%
(6) 6人	0.83	917.4	471.2	122.3	18.7	33.5	14.0	19.6	17.1	67.1	47.4	45.5	86.1	71.9	4.1	14.1	14.7	37.1	1.9	19.0	5.8	51.4%	2.1%
(7) 7人	0.31	919.0	455.6	125.9	9.7	36.1	13.5	19.7	17.8	64.9	48.9	44.1	75.1	70.2	1.9	14.8	15.2	37.3	1.0	18.4	6.0	49.6%	2.0%

注1：非課税支出とは、消費税の非課税品を全国消費実態調査10大品目別に分類したもの

表7 世帯人数別にみた消費支出および消費税の負担水準（世帯人数別・換算後）

購入者価格表示 単位:万円 ウェイト	年間収入	消費支出			うち非課税支出											消費税		消費性向 (e=b/a)	実効税率 (f=d/a)
		農林水 産・食料	出版・印 刷	その他の 化学製品	保険	住宅賃貸 料	医療・保 健衛生	介護	他の個 人サービ ス	政府・教 育	政府・そ の他	非営利・ 教育	(d=[b-c] *5/105)	(d1=b1 *5/105)					
	(a)	(b)	(b1)	(c)	(c25)	(c30)	(c57)	(c59)	(c70)	(c71)	(c81)	(c84)	(c85)	(c86)					
総数	35.16	583.9	474.3	102.0	84.1	0.1	3.2	20.4	21.8	19.3	1.4	3.5	2.4	3.9	8.0	18.6	4.9	81.2%	3.2%
(1) 1人	9.89	333.5	314.3	57.9	58.6	0.0	2.0	10.2	35.8	7.9	0.4	2.3	0.0	0.0	0.0	12.2	2.8	94.3%	3.7%
(2) 2人	9.03	546.2	468.0	103.8	71.4	0.0	4.1	20.7	15.7	24.3	1.5	4.2	0.1	0.3	0.5	18.9	4.9	85.7%	3.5%
(3) 3人	6.33	691.7	547.0	119.2	95.9	0.1	3.5	25.3	19.4	23.7	2.4	3.7	1.9	8.2	7.8	21.5	5.7	79.1%	3.1%
(4) 4人	6.02	763.8	575.0	126.2	112.6	0.3	3.3	26.7	18.3	22.4	1.5	4.0	6.0	9.0	21.0	22.0	6.0	75.3%	2.9%
(5) 5人	2.75	828.3	615.0	141.3	115.8	0.5	3.4	27.8	11.4	23.9	1.8	4.0	8.6	7.4	27.0	23.8	6.7	74.2%	2.9%
(6) 6人	0.83	917.4	640.6	152.8	111.9	0.4	4.1	29.4	5.7	25.8	1.9	4.3	9.7	6.2	24.4	25.2	7.3	69.8%	2.7%
(7) 7人	0.31	919.0	624.3	154.7	111.2	0.4	4.1	30.5	2.6	26.5	1.9	2.3	11.9	8.7	22.3	24.4	7.4	67.9%	2.7%

注1：非課税支出とは、消費税の非課税品をSNA産業連関表ベースの87セクター別に分類したもの

表 8 20歳未満の非就業者の人数別にみた消費支出および消費税の負担水準（20歳未満の非就業者の人数別・換算前）

単位:万円ウエイト	年間収入	消費支出											うち非課税支出					消費税		消費性向 (e=b/a)	実効税率 (f=d/a)		
		食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服・履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	その他	住居	保健医療	保険料	教育	その他	(d=[b-c]	(d1=b1					
																	*5/105)	*5/105)					
(a)	(b)	(b1)	(c)	(c1)	(c2)	(c3)	(c4)	(c5)	(c6)	(c7)	(c8)	(c9)	(c10)	(c11)	(c12)	(c13)	(c14)						
総数	35.16	583.9	336.4	81.8	26.2	20.0	10.6	15.9	13.4	45.9	14.1	36.8	71.8	49.5	15.9	10.6	10.2	11.2	1.6	13.7	3.9	57.6%	2.3%
(1) 0人	24.74	530.8	308.7	76.1	27.9	18.0	10.2	14.9	13.0	40.2	2.5	35.5	70.3	39.4	15.7	10.1	9.2	2.5	1.8	12.8	3.6	58.2%	2.4%
(2) 1人	3.98	703.6	408.9	89.0	26.5	23.9	11.6	18.8	14.3	63.1	36.7	36.5	88.7	76.7	19.5	11.9	13.0	31.7	0.7	15.8	4.2	58.1%	2.2%
(3) 2人	4.72	710.3	394.5	96.1	20.2	24.8	11.3	17.9	14.0	57.0	42.6	41.3	69.1	71.6	15.1	11.7	12.3	31.1	1.3	15.4	4.6	55.5%	2.2%
(4) 3人	1.57	730.5	407.8	106.8	16.1	27.0	11.3	18.2	15.1	56.4	50.4	44.6	61.9	71.4	11.5	12.6	11.9	35.0	0.4	16.0	5.1	55.8%	2.2%
(5) 4人	0.12	663.6	412.8	107.9	16.6	27.9	10.0	17.1	14.9	64.4	52.3	40.4	61.2	74.2	13.4	12.1	13.3	35.1	0.2	16.1	5.1	62.2%	2.4%
(6) 5人	0.02	635.4	356.5	108.4	22.6	29.1	6.5	11.7	12.4	48.8	42.9	33.1	41.1	63.7	21.6	12.9	9.5	19.7	0.0	13.9	5.2	56.1%	2.2%

注 1：非課税支出とは、消費税の非課税品を全国消費実態調査 10 大品目別に分類したもの

表 9 20歳未満の非就業者の人数別にみた消費支出および消費税の負担水準（20歳未満の非就業者の人数別・換算後）

購入者価格表示		年間収入	消費支出			うち非課税支出											消費税		消費性向 (e=b/a)	実効税率 (f=d/a)
単位:万円	ウエイト		農林水産・食料	出版・印刷	その他の化学製品	保険	住宅賃貸料	医療・保健衛生	介護	他の個人サービス	政府・教育	政府・その他	非営利・教育	(d=[b-c]	(d1=b1					
														*5/105)	*5/105)					
(a)	(b)	(b1)	(c)	(c25)	(c30)	(c57)	(c59)	(c70)	(c71)	(c81)	(c84)	(c85)	(c86)	(c)	(c1)					
総数	35.16	583.9	474.3	102.0	84.1	0.1	3.2	20.4	21.8	19.3	1.4	3.5	2.4	3.9	8.0	18.6	4.9	81.2%	3.2%	
(1) 0人	24.74	530.8	439.4	95.2	70.1	0.0	3.3	18.5	21.6	18.6	1.7	4.1	0.2	0.0	2.1	17.6	4.5	82.8%	3.3%	
(2) 1人	3.98	703.6	566.6	115.2	122.6	0.3	3.0	26.0	26.8	20.8	0.6	1.5	5.2	14.7	23.8	21.1	5.5	80.5%	3.0%	
(3) 2人	4.72	710.3	549.5	117.5	114.3	0.4	2.9	24.7	20.8	20.4	0.7	3.0	7.8	12.5	21.2	20.7	5.6	77.4%	2.9%	
(4) 3人	1.57	730.5	556.7	127.4	111.1	0.7	2.9	23.9	15.7	22.8	0.4	1.0	11.9	11.3	20.6	21.2	6.1	76.2%	2.9%	
(5) 4人	0.12	663.6	560.0	126.3	116.3	0.4	2.5	26.7	18.5	21.8	0.0	0.5	13.9	12.6	19.4	21.1	6.0	84.4%	3.2%	
(6) 5人	0.02	635.4	497.3	126.2	129.8	0.3	2.5	19.0	29.7	16.2	0.0	0.0	13.0	43.4	5.7	17.5	6.0	78.3%	2.8%	

注 1：非課税支出とは、消費税の非課税品を SNA 産業連関表ベースの 87 セクター別に分類したもの

表 1 0 世帯類型別にみた消費支出および消費税の負担水準（世帯類型別・換算前）

単位：万円	ウェイト	年間収入	消費支出											うち非課税支出					消費税		消費性向	実効税率		
			食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服・履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	その他	住居	保健医療	保険料	教育	その他	(d=[b-c] *5/105)	(d1=b1 *5/105)	(e=b/a)			(f=d/a)	
		(a)	(b)		(c)																			
総数		35.16	583.9	336.4	81.8	26.2	20.0	10.6	15.9	13.4	45.9	14.1	36.8	71.8	49.5	15.9	10.6	10.2	11.2	1.6	13.7	3.9	57.6%	2.3%
(1)	夫婦のみ	7.74	559.5	342.5	84.8	25.9	19.7	12.3	18.3	17.3	43.9	0.1	41.2	80.9	36.9	10.7	13.5	10.9	0.1	1.8	14.5	4.0	81.2%	2.6%
(2)	夫婦と子供1人	4.94	702.2	387.1	90.8	24.5	22.8	12.8	18.2	15.4	57.1	13.7	38.8	93.0	54.2	15.8	12.5	13.0	11.6	1.3	15.9	4.3	55.1%	2.3%
(3)	夫婦と子供2人	4.86	747.6	405.3	96.0	20.9	24.5	11.4	18.1	14.0	58.0	42.0	40.6	79.8	73.9	15.4	11.3	13.1	32.9	1.2	15.8	4.6	54.2%	2.1%
(4)	夫婦と子供3人以上	1.73	752.9	428.3	107.4	17.6	27.5	11.1	17.9	14.5	58.3	60.8	41.9	71.4	84.9	13.1	11.9	12.7	47.0	0.2	16.4	5.1	56.9%	2.2%
(5)	男親または女親と子供	1.08	408.8	257.5	65.6	25.4	18.8	8.8	12.0	10.1	30.5	11.1	25.8	49.5	45.3	19.8	7.9	6.9	8.9	1.7	10.1	3.1	63.0%	2.5%
(6)	夫婦とその親の世帯	0.87	794.4	448.1	105.0	24.8	26.8	16.4	21.3	20.8	57.6	0.7	40.4	134.4	40.8	2.6	19.3	14.6	0.7	3.7	19.4	5.0	56.4%	2.4%
(7)	夫婦と子供と親の世帯	2.87	913.8	464.3	115.7	15.3	32.3	14.6	20.2	17.4	67.4	32.2	41.6	107.6	61.6	2.2	14.7	15.2	25.9	3.7	19.2	5.5	50.8%	2.1%
(8)	単身世帯	9.89	333.5	218.2	52.9	35.0	10.9	6.0	11.9	7.0	28.6	0.0	29.3	36.6	37.1	26.0	5.0	5.1	0.0	1.0	8.6	2.5	65.4%	2.6%
(10)	その他	1.19	627.1	334.3	85.0	23.0	23.1	11.7	15.1	15.4	41.8	11.9	33.8	73.5	44.3	10.3	13.3	9.1	9.3	2.3	13.8	4.0	53.3%	2.2%
(9)	(1のうち)65歳以上の夫婦のみ	2.96	463.2	305.1	82.2	25.9	20.0	11.7	13.2	19.7	30.8	0.0	39.2	62.4	31.7	5.7	15.6	8.3	0.0	2.0	13.0	3.9	65.9%	2.8%

注 1：非課税支出とは、消費税の非課税品を全国消費実態調査 10 大品目別に分類したもの

表 1 1 世帯類型別にみた消費支出および消費税の負担水準（世帯類型別・換算後）

購入者価格表示	単位：万円	ウェイト	年間収入	消費支出		うち非課税支出											消費税		消費性向	実効税率
				農林水産・食料	(b1)	出版・印刷	その他の化学製品	保険	住宅賃貸料	医療・保健衛生	介護	他の個人サービス	政府・教育	政府・その他	非営利・教育	(d=[b-c] *5/105)	(d1=b1 *5/105)	(e=b/a)		
		(a)	(b)	(b1)	(c)	(c25)	(c30)	(c57)	(c59)	(c70)	(c71)	(c81)	(c84)	(c85)	(c86)					
総数		35.16	583.9	474.3	102.0	84.1	0.1	3.2	20.4	21.8	19.3	1.4	3.5	2.4	3.9	8.0	18.6	4.9	81.2%	3.2%
(1)	夫婦のみ	7.74	559.5	482.9	106.7	71.4	0.0	4.2	21.8	14.7	25.5	1.2	4.0	0.0	0.0	0.0	19.6	5.1	86.3%	3.5%
(2)	夫婦と子供1人	4.94	702.2	556.0	119.6	99.3	0.1	3.4	26.0	21.7	23.5	0.8	2.9	2.0	10.2	8.7	21.7	5.7	79.2%	3.1%
(3)	夫婦と子供2人	4.86	747.6	571.7	123.0	116.4	0.4	3.0	26.3	21.2	21.3	0.2	2.6	6.7	10.7	24.1	21.7	5.9	76.5%	2.9%
(4)	夫婦と子供3人以上	1.73	752.9	585.6	134.1	124.1	0.7	2.9	25.4	18.0	22.5	0.1	0.6	11.1	10.1	32.7	22.0	6.4	77.8%	2.9%
(5)	男親または女親と子供	1.08	408.8	363.8	84.4	73.9	0.1	2.7	13.9	27.3	13.9	1.1	3.8	2.0	2.8	6.4	13.8	4.0	89.0%	3.4%
(6)	夫婦とその親の世帯	0.87	794.4	599.2	135.6	90.1	0.0	4.5	29.2	3.6	31.9	12.0	8.3	0.0	0.0	0.6	24.2	6.5	75.4%	3.1%
(7)	夫婦と子供と親の世帯	2.87	913.8	637.0	149.5	104.7	0.3	4.2	30.4	3.0	26.2	4.6	8.4	6.3	4.1	17.3	25.3	7.1	69.7%	2.8%
(8)	単身世帯	9.89	333.5	314.3	57.9	58.6	0.0	2.0	10.2	35.8	7.9	0.4	2.3	0.0	0.0	0.0	12.2	2.8	94.3%	3.7%
(10)	その他	1.19	627.1	464.6	109.5	79.6	0.2	3.8	18.2	14.1	22.1	5.2	5.3	2.2	2.4	6.2	18.3	5.2	74.1%	2.9%
(9)	(1のうち)65歳以上の夫婦のみ	2.96	463.2	429.8	101.4	63.8	0.0	5.1	16.7	7.8	27.6	2.0	4.6	0.0	0.0	0.0	17.4	4.8	92.8%	3.8%

注 1：非課税支出とは、消費税の非課税品を SNA 産業連関表ベースの 87 セクター別に分類したもの

表 1 2 消費税の負担水準（収入階級×年齢階級・換算後）

消費税	総数	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X
		1~194	195~282	283~352	353~420	421~499	500~587	588~700	701~833	834~1,055	1,056~
総数	18.6	8.0	11.5	13.7	15.9	17.3	18.4	20.5	22.5	25.3	32.8
(2) 5~9	24.0								24.0		
(4) 15~19	8.4	7.8	6.7	10.3	8.1		12.7	33.3		10.8	
(5) 20~24	12.0	7.1	8.9	15.5	16.4	18.2	18.4	16.3	13.1	16.2	27.2
(6) 25~29	14.5	8.5	10.3	12.7	13.7	15.3	17.1	23.4	23.0	32.4	41.7
(7) 30~34	16.9	7.2	11.0	12.3	15.9	16.5	16.9	19.6	26.2	22.7	28.0
(8) 35~39	17.7	8.9	10.3	12.7	14.1	15.9	16.4	18.7	20.6	23.8	30.1
(9) 40~44	19.7	8.2	11.7	12.9	14.8	17.3	16.9	18.9	21.0	25.4	30.0
(10) 45~49	21.6	8.8	12.3	13.0	14.8	17.1	18.7	20.5	21.9	23.8	31.7
(11) 50~54	22.4	8.8	12.1	14.3	16.5	16.9	17.7	20.1	22.2	25.2	32.8
(12) 55~59	22.7	8.8	12.6	13.9	16.9	16.3	19.2	21.4	22.7	26.0	35.6
(13) 60~64	20.7	10.4	13.7	15.9	17.9	20.3	21.1	23.2	25.7	29.4	33.4
(14) 65~69	17.2	7.8	12.6	14.8	16.8	18.3	21.4	22.5	24.6	24.8	33.2
(15) 70~74	15.4	7.5	10.8	12.9	17.1	17.9	20.4	21.9	23.8	26.1	31.5
(16) 75~79	14.2	7.3	10.6	13.1	15.7	18.3	20.6	21.3	20.8	19.0	27.7
(17) 80~84	12.3	5.8	10.5	13.6	16.0	17.5	19.2	31.4	18.1	21.2	28.6
(18) 85~	11.1	6.3	10.7	10.9	12.0	16.9	17.4	13.1	20.2	44.4	19.1

注 1：世帯における消費税負担額（年あたり万円）

注 2：横方向に世帯の収入分位、縦方向に世帯主の年齢階級を示す

表 1 3 食料品関係の消費税の負担水準（収入階級×年齢階級・換算後）

消費税・食品	総数	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X
		1~194	195~282	283~352	353~420	421~499	500~587	588~700	701~833	834~1,055	1,056~
総数	4.9	2.6	3.3	3.8	4.2	4.6	4.9	5.3	5.7	6.4	7.8
(2) 5~9	8.8								8.8		
(4) 15~19	1.9	1.6	1.8	2.0	2.7		3.9	3.8		5.4	
(5) 20~24	2.0	1.5	1.7	2.1	2.2	2.3	3.7	4.4	3.4	3.6	9.3
(6) 25~29	2.7	1.8	2.3	2.4	2.6	3.1	3.0	3.5	4.4	5.2	5.4
(7) 30~34	3.8	2.3	2.9	3.4	3.5	3.4	4.0	4.5	4.4	4.7	5.2
(8) 35~39	4.4	2.8	3.4	4.1	3.7	4.2	4.2	4.5	4.8	5.6	6.2
(9) 40~44	5.0	2.8	3.7	3.8	4.3	4.6	4.8	4.9	5.2	5.9	6.9
(10) 45~49	5.9	3.4	3.9	4.1	4.8	5.0	5.3	5.5	6.0	6.4	7.8
(11) 50~54	6.2	3.1	4.0	3.7	5.1	5.1	5.4	5.9	6.2	6.9	8.2
(12) 55~59	6.0	2.8	3.7	4.5	4.8	5.3	5.5	5.9	6.2	6.8	8.2
(13) 60~64	5.5	2.9	4.0	4.8	5.1	5.5	6.0	6.1	6.5	6.8	7.7
(14) 65~69	4.8	2.7	3.6	4.2	4.7	5.3	5.7	6.2	6.1	6.6	8.1
(15) 70~74	4.3	2.5	3.2	4.0	4.8	4.8	5.7	5.8	6.0	6.8	7.6
(16) 75~79	4.0	2.4	3.2	3.9	4.4	4.9	5.2	5.5	5.8	5.2	7.4
(17) 80~84	3.7	2.3	3.4	4.0	4.5	5.2	5.6	5.9	5.5	6.1	7.6
(18) 85~	3.3	1.7	3.3	3.7	4.2	5.4	4.2	4.1	5.5	8.3	4.9

注 1：世帯における食料品関係（農林水産物および食料品）の消費税負担額（年あたり万円）

注 2：横方向に世帯の収入分位、縦方向に世帯主の年齢階級を示す

表 1 4 消費税の実効税率（収入階級×年齢階級・換算後）

実効税率	総数	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X
		1~194	195~282	283~352	353~420	421~499	500~587	588~700	701~833	834~1,055	1,056~
総数	26.1%	32.2%	28.7%	27.7%	26.6%	26.3%	26.6%	26.0%	25.5%	25.3%	23.8%
(2) 5~9	36.7%								36.7%		
(4) 15~19	22.2%	20.8%	26.3%	19.7%	34.0%		30.7%	11.3%		50.0%	
(5) 20~24	16.4%	21.9%	18.9%	13.7%	13.4%	12.9%	20.0%	26.8%	26.3%	21.9%	34.0%
(6) 25~29	18.9%	21.1%	22.7%	19.2%	18.8%	20.1%	17.4%	15.2%	19.3%	16.0%	13.0%
(7) 30~34	22.2%	32.2%	26.1%	27.4%	22.0%	20.5%	23.6%	23.1%	17.0%	20.8%	18.4%
(8) 35~39	24.9%	31.3%	33.0%	32.0%	26.0%	26.4%	25.4%	23.9%	23.4%	23.3%	20.7%
(9) 40~44	25.6%	34.0%	31.8%	29.3%	29.0%	26.6%	28.2%	26.1%	24.7%	23.3%	23.1%
(10) 45~49	27.3%	39.0%	31.6%	31.9%	32.6%	29.5%	28.1%	27.1%	27.6%	26.8%	24.5%
(11) 50~54	27.6%	35.2%	32.8%	26.0%	31.1%	30.5%	30.7%	29.1%	27.8%	27.4%	25.1%
(12) 55~59	26.3%	31.9%	29.3%	32.4%	28.2%	32.7%	28.7%	27.4%	27.2%	26.0%	23.1%
(13) 60~64	26.4%	28.4%	29.2%	30.2%	28.5%	27.1%	28.4%	26.5%	25.2%	23.1%	22.9%
(14) 65~69	27.7%	34.2%	28.3%	28.2%	28.2%	28.7%	26.8%	27.7%	25.0%	26.8%	24.3%
(15) 70~74	28.3%	33.3%	30.1%	31.4%	28.1%	26.8%	27.9%	26.5%	25.2%	25.9%	24.1%
(16) 75~79	28.4%	32.6%	30.2%	29.8%	28.1%	26.8%	25.0%	25.8%	27.9%	27.3%	26.7%
(17) 80~84	30.2%	39.4%	32.0%	29.4%	28.0%	29.7%	29.0%	18.9%	30.2%	29.0%	26.6%
(18) 85~	29.5%	27.4%	30.4%	33.4%	34.9%	31.9%	24.0%	31.4%	27.2%	18.6%	25.6%

注 1：実効税率＝消費税／世帯の年間収入

注 2：横方向に世帯の収入分位、縦方向に世帯主の年齢階級を示す

表 1 5 消費税の負担水準（収入階級×世帯人員・換算後）

消費税	総数	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X
		1~194	195~282	283~352	353~420	421~499	500~587	588~700	701~833	834~1,055	1,056~
総数	18.6	8.0	11.5	13.7	15.9	17.3	18.4	20.5	22.5	25.3	32.8
(1) 1人	12.2	7.1	10.6	12.9	14.8	15.7	15.6	19.0	19.5	18.5	
(2) 2人	18.9	10.0	12.3	14.3	16.8	18.5	20.1	21.6	23.1	25.4	32.3
(3) 3人	21.5	11.9	14.0	14.4	15.8	17.6	18.9	21.2	23.3	26.3	32.7
(4) 4人	22.0	11.6	13.0	14.1	15.8	17.0	17.7	19.8	22.5	25.5	32.7
(5) 5人	23.8	13.3	14.4	13.6	15.4	17.7	19.1	20.2	22.1	26.6	34.1
(6) 6人	25.2	14.1	13.6	20.1	17.9	15.4	20.7	20.9	24.4	25.9	32.3
(7) 7人	24.4	10.2	13.5	20.5	18.0	16.3	18.6	20.7	21.9	25.8	30.8

注 1：世帯における消費税負担額（年あたり万円）

注 2：横方向に世帯の収入分位、縦方向に世帯人員を示す

表 1 6 消費税の実効税率（収入階級×世帯人員・換算後）

実効税率	総数	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X
		1~194	195~282	283~352	353~420	421~499	500~587	588~700	701~833	834~1,055	1,056~
総数	3.2%	6.0%	4.8%	4.3%	4.1%	3.8%	3.4%	3.2%	2.9%	2.7%	2.3%
(1) 1人	3.7%	5.4%	4.5%	4.1%	3.8%	3.5%	2.9%	3.0%	2.6%	2.0%	
(2) 2人	3.5%	7.3%	5.0%	4.5%	4.4%	4.0%	3.7%	3.4%	3.0%	2.7%	2.2%
(3) 3人	3.1%	8.8%	5.7%	4.5%	4.1%	3.8%	3.5%	3.3%	3.0%	2.8%	2.3%
(4) 4人	2.9%	8.6%	5.3%	4.4%	4.0%	3.7%	3.3%	3.1%	2.9%	2.7%	2.3%
(5) 5人	2.9%	10.6%	6.0%	4.2%	3.9%	3.8%	3.5%	3.1%	2.9%	2.8%	2.4%
(6) 6人	2.7%	10.8%	5.4%	6.2%	4.6%	3.3%	3.8%	3.2%	3.2%	2.8%	2.2%
(7) 7人	2.7%	7.8%	5.4%	6.2%	4.6%	3.6%	3.4%	3.2%	2.8%	2.7%	2.2%

注 1：実効税率＝消費税／世帯の年間収入

注 2：横方向に世帯の収入分位、縦方向に世帯人員を示す

表 1 7 世帯員 1 人当たりの消費税の負担水準（収入階級×世帯人員・換算後）

世帯員 1 人 当たりの消費 税負担	総数	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X
		1~194	195~282	283~352	353~420	421~499	500~587	588~700	701~833	834~1,055	1,056~
総数											
(1) 1人	12.2	7.1	10.6	12.9	14.8	15.7	15.6	19.0	19.5	18.5	
(2) 2人	9.4	5.0	6.2	7.1	8.4	9.3	10.0	10.8	11.6	12.7	16.2
(3) 3人	7.2	4.0	4.7	4.8	5.3	5.9	6.3	7.1	7.8	8.8	10.9
(4) 4人	5.5	2.9	3.2	3.5	3.9	4.2	4.4	5.0	5.6	6.4	8.2
(5) 5人	4.8	2.7	2.9	2.7	3.1	3.5	3.8	4.0	4.4	5.3	6.8
(6) 6人	4.2	2.4	2.3	3.3	3.0	2.6	3.4	3.5	4.1	4.3	5.4
(7) 7人	3.5	1.5	1.9	2.9	2.6	2.3	2.7	3.0	3.1	3.7	4.4

注 1：世帯における世帯員 1 人当たりの消費税負担額（＝消費税／世帯人員）（年あたり万円）

注 2：横方向に世帯の収入分位、縦方向に世帯人員を示す

表 18 世帯員 1 人当たりの消費税の負担水準（収入階級×世帯人員・換算後）

		総数	I 1～194	II 195～282	III 283～352	IV 353～420	V 421～499	VI 500～587	VII 588～700	VIII 701～833	IX 834～1,055	X 1,056～
総数												
(1)	1人	0人	7.1	10.6	12.9	14.8	15.7	15.6	19.0	19.5	18.5	
(2)	2人	0人	5.1	6.2	7.2	8.4	9.3	10.1	10.8	11.6	12.7	16.2
		1人	4.2	5.6	5.7	6.3	7.4	8.3	7.9	11.6	9.5	12.3
(3)	3人	0人	4.7	4.9	4.9	5.6	5.9	6.6	7.3	8.0	9.1	11.2
		1人	3.6	4.5	4.8	4.9	5.8	5.9	6.8	7.5	8.1	9.9
		2人	3.0	3.9	4.4	5.3	6.0	5.7	6.4	5.8	7.1	7.2
(4)	4人	0人	2.8	3.5	4.0	4.3	5.3	5.0	5.1	5.6	6.6	8.3
		1人	2.6	3.4	4.2	4.4	4.4	4.6	5.6	6.1	6.7	8.8
		2人	3.0	3.1	3.3	3.8	4.0	4.3	4.8	5.5	6.1	7.7
		3人	3.0	3.0	2.9	2.9	4.4	3.8	4.4	6.8	6.4	5.5
(5)	5人	0人	3.5	3.1	2.8	3.0	4.0	4.1	4.4	4.4	5.9	7.5
		1人	3.3	2.6	2.7	3.1	3.3	3.9	4.0	4.4	5.4	6.6
		2人	2.4	2.8	3.0	3.3	4.0	3.9	4.2	4.6	5.4	6.7
		3人	2.3	3.0	2.6	3.0	3.4	3.7	3.9	4.4	4.9	6.2
		4人	2.3	2.3	1.4		2.0		3.3	2.9	14.1	
(6)	6人	0人		4.1	3.0	4.7	2.4	3.1	4.6	4.1	4.4	5.6
		1人	3.1	2.5	4.3	2.0	2.0	3.0	4.3	3.6	3.7	6.1
		2人	2.8	2.2	3.2	3.4	2.8	3.5	3.1	4.1	4.4	5.2
		3人	2.2	1.9	2.3	3.0	2.7	4.0	3.5	3.9	4.5	4.8
		4人	1.5	2.2	4.4	2.7	2.3	2.9	3.5	4.8	4.4	4.5
		5人	0.9	1.6	1.8	1.3						
(7)	7人	0人				2.7	0.8	3.0	2.6	5.3		3.7
		1人	1.8				2.7	1.8	2.9	4.0	2.7	4.8
		2人	1.7		1.6	3.0	2.8	2.7	3.0	3.1	3.6	4.7
		3人	0.9	2.2	4.6	2.4	2.3	2.8	3.0	3.0	3.8	4.2
		4人			2.4	2.3	2.3	3.0	2.3	2.6	3.6	4.9
		5人	1.6	1.5	2.0		2.3	2.3	2.8	2.5	2.5	4.6

注 1：世帯における世帯員 1 人当たりの消費税負担額（＝消費税／世帯人員）（年あたり万円）

注 2：横方向に世帯の収入分位、縦方向における第 1 列は世帯人員、第 2 列は 20 歳未満の非就業者の人数を示す。